

八郷地区

災害発生時の対応マニュアル

三日間

みんなで

助け合おう！

巨大地震などで甚大な被害が発生した場合は、消防車や救急車を含む行政機関や他地区からの救援・支援・応援はすぐに期待できません。八郷地区の住民の力を結集し、なんとか三日間を助け合いながら乗り越えられれば、四日目ぐらいから県や国の支援体制が整い、復興の道筋が開かれるのではないのでしょうか？　そこで まずは 『三日間 みんなで 助け合おう！』

大災害（震度5弱以上の地震）が発生した場合は、P.16のフローチャート（対応手順書）から参照する。一般住民用・組長用・自治会役員用『対応マニュアル』は、切り取って使用する事。

八郷地区防災連絡協議会

平成19年 3月 2日 発行

災害時の対応マニュアル（本文）

1. はじめに	1
2. 八郷地区災害対策本部(地区本部)	2
3. 避難所の運営	
3-1 避難所の目的と機能	3
3-2 対象とする避難者	4
3-3 避難所運営の流れ	4
3-4 指定避難所の運営委員会	5
4. 八郷地区の避難所	7
5. 避難所開設チェックリスト	10
6. 指定避難所 運営委員会系統図	11
7. 災害時に「災害弱者」とみなすべき住民	12
8. 災害弱者の避難行動などの特徴と配慮したい主な項目	13
9. 急傾斜地・土石流危険箇所 一覧表	14
10. 災害時のヘリコプター離着陸指定場所(近隣の抜粋)	15
11. 応急給水施設	15
***** 大災害（震度5弱以上の地震）が発生したら *****	
フローチャート（対応手順書）	16
災害対策本部の配備基準一覧表	17
対応マニュアル（1）一般住民用	18
対応マニュアル（2）組長用	20
対応マニュアル（3）自治会役員用	22
指定避難所の市民センター・学校施設状況図	24

資料編

一. 文案1	避難所生活ルール	資1
文案2	物資・食品などの配分方針	資2
文案3	ペットの飼育ルール	資3
文案4	ボランティア活動時の注意事項	資4
二. 様式1-①	施設安全点検用紙<木造>	資5
様式1-②	施設安全点検用紙<コンクリート造等>	資6
様式1-③	施設安全点検用紙<鉄骨造>	資7
様式2	避難者・在宅被災者 名簿	資9
様式3-①	避難所状況報告用紙（初動期用）	資10
	避難所状況報告書の使用方法と注意事項	資11
様式3-②	避難所状況報告用紙（続報用）	資12
様式4	主食依頼票	資13
様式5	物資依頼票	資14
様式6	食料・物資管理簿	資15
様式7	ボランティア受付票	資16
様式8	避難所運営委員会規約	資17
様式9	避難所運営委員会名簿	資19
様式10	外泊届用紙	資20
様式11	ペット登録台帳	資21
様式12	郵便物受取り帳	資22
様式13	取材者用受付用紙	資23
様式14	避難所資機材在庫表	資24
参考	災害救助法	資25

三. 三重県地域防災計画被害想定調査報告書（抜粋）

1. 前提条件等	資26
2. 建物被害の想定	資27
3. 人的被害の想定	資29

1. はじめに

平成17年3月発行の『三重県地域防災計画被害想定調査報告書』によると、いつ発生してもおかしくない東海・東南海・南海地震による最悪のケースとして、四日市市では震度5弱から6弱、全壊約7,500棟、半壊約9,400棟、出火約50件（焼失約1,600棟）、死者約130人、負傷者約1,500人、避難者約7,000人、そして約78%の方が罹災者となると推定されている。詳細資料は、八郷地区の住民に特に関係する地域として四日市市・桑名市・川越町・朝日町・菰野町・鈴鹿市を抜粋し、資料編の巻末に整理した。

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策活動を強力に推進するために『八郷地区災害対策本部』（『地区本部』と呼ぶ）を設置する。災害時には、特に初期段階での対応が何よりも重要であることから、地区本部の設置要領をここに定める。設置に当たっては四日市市が定めた『四日市市地域防災計画』・『災害対策活動要領』・『四日市市災害対策本部「地区分隊」活動マニュアル』・『八郷地区市民センター災害活動要領』の内容と歩調を合わせ配備する。

通常の大雨・洪水・暴風・暴風雪・高潮・津波・大雪などの自然災害の場合、市域に警報が発せられた時点で地区市民センターでは、『警戒準備体制』を整えている。さらに、被害の発生が予想される段階で地区市民センターや消防団では『第一次警戒体制』に移行し、増員・巡視警戒・出動準備を実施している。情報をいち早く入手していることから、地区市民センターの館長の判断または、市の『災害対策本部』からの指示で連合自治会役員へ『地区本部』の立ち上げを要請する。

ただし、実際に自然災害で何らかの被害が発生、または被害の拡大が予想される場合や『東海地震注意情報』が発表された場合および四日市市にて震度5弱以上の地震が発生した場合は、自主的に役員は参集し、『地区本部』を立ち上げる。

巨大地震などで甚大な被害が発生した場合は、本部や他地区からの応援はすぐには期待できないため、日頃の準備が重要である。ここでは、発災時から3日間程度の活動を地区本部が中心になって業務をする事を前提でまとめるが、四日市市対策本部や他県・国等の応援体制が整った時点で、地区本部の業務は行政と協議しながら実施される事が望ましい。

大災害（震度5弱以上の地震）が発生した場合は、P.16のフローチャート（対応手順書）から参照する。一般住民用・組長用・自治会役員用『対応マニュアル』は、切り取って使用する事。

なお、情報連絡・避難については事前に下記の事を周知・徹底して頂きたい。

- ①四日市市にて震度5弱以上の地震が発生した場合は、『組』単位で集合(集合場所を事前に、組長宅・空き地など決定しておく)
- ②『組』単位で人員確認(災害弱者を組で把握しておく。日頃から日常生活の中で組内の情報をお互いが理解する事が望ましいが、個人情報の管理・更新が難しくて不可能な場合は、組長が家族情報を毎年集め、希望者は密封封筒のままで保管するのもひとつの手である)
- ③組内で被災者があれば、救出・救助と同時に各町『自治会』へ応援要請・被害状況・不明

者・火災有無などを報告する。(報告場所は、自治会長宅・集会所・公民館など事前に各自治会で決定しておく)ただし、火災が発生している場合は、救出よりも初期消火を優先させるべきである。

- ④四日市市にて震度５弱以上の地震が発生した場合は、各自治会で集会所または公民館に『町本部』を立ち上げ、緊急避難所を開設する。町本部長は、原則として自治会長とする。
(町本部の役員の人选は、事前に各自治会で決定しておく)
- ⑤『町本部』は、『地区本部』へ無線連絡等で、応援要請・被害状況・不明者・火災有無などを報告する。(トランシーバーのチャンネルは２とする)
- ⑥避難者は、組長に連絡後、まず各町の集会所・公民館へ向かう。被害が甚大で長期避難所生活が必要な場合や地区本部から指定避難所への移動の指示が出た場合、または町本部長が移動必要と判断したときは、避難者を指定避難所に誘導する。原則として、自治会副会長が引率し、指定避難所の運営・管理に参加する。
- ⑦役員の改選・引き継ぎ時(３から５月頃)に災害が発生した場合は、前任者は新任者をサポートする事。

２．八郷地区災害対策本部(『地区本部』と呼ぶ)

(１)本部役員

- ①本部長　—　八郷地区連合自治会長
- ②副本部長—　八郷地区連合自治会副会長２名
地区分隊　隊長(八郷地区市民センター館長)
- ③本部役員—　八郷地区連合自治会　防災部担当者(４名)
四日市市消防団八郷分団　分団長
その他、本部長が必要と認めた人

(２)配備体制

下記の状態で本部役員は、地区本部を八郷地区市民センター内に設置する。

- ①市域で震度「５弱」の地震が発生した場合
- ②副本部長である市民センター館長の判断
- ③行政機関からの指示
- ④各町の自治会長等からの被害連絡・応援要請

また、第二次警戒体制以上の場合には、本部役員は自主的に私用の態勢を整えて参集し、地区本部を立ち上げ、状況に応じ臨機応変に人員の増減を実施する。なお、災害発生の可能性が低い場合は、本部長または副本部長の判断で地区本部を解散する。

上記設置基準に伴う体制を関係行政機関・各町自治会・組長・一般住民の対応と比較するため『災害対策本部の配備基準一覧表』としてP.17に整理した。

(３)業務

四日市市災害対策本部との連携で下記のような業務を実施する。

- ①各町自治会・自警団・自主防災隊・消防団・四日市市災害対策本部と連絡を取り合い

情報の収集・伝達・応援体制の準備を行う

②避難勧告・指示・誘導や避難所開設・管理・運営

③被害状況の把握・報告

④ライフラインの総合的な復旧計画(東海・東南海・南海地震が同時に発生した場合は、上水道は1～2ヶ月程度・電気や通信は3日～1週間程度・都市ガスは2～3ヶ月程度、復旧に時間を要すると予想されている)

3. 避難所の運営

3-1. 避難所の目的と機能

(1) 避難所に関する基本的考え方

避難所は、原則的に、四日市市・施設管理者・避難者(住民)の三者が協力して開設運営する。ただし、大規模かつ突発的な災害に際しては、避難者自らによるお互いの助け合いや協働の精神に基づく自主的な避難所運営を目指すものとし、行政や施設の担当者は後方支援的に協力する。具体的には、被害地域の自治会副会長が運営委員長となり、自治会役員、または避難者の中から選出された方および施設管理者や行政担当者を副委員長・班長として運営する。(ここに、避難所外の被害の少なかった地域の自治会や各役員が応援参加する事が望ましい。)

(2) 避難所の目的

「避難所」は、災害時に市町村が被災者に安全と安心の場を提供することを目的とし、同時に避難者自らが互いに励まし合い、助け合いながら生活再建に向けての次の一步を踏み出す場を創出することを目的とする。

(3) 避難所の機能

- ①災害発生直後は、生命の安全確保が最優先
- ②災害が収まると、水・食料・被服・寝具等の提供
- ③生活場所として、就寝・安息の場の提供。最低限の暑さ・寒さ対策、プライバシーの確保
- ④さらに避難所生活が継続すれば、トイレ・入浴・ごみ処理などの衛生的環境の提供
- ⑤傷病を治療する救護機能・健康相談等の保健医療機関の整備
- ⑥営業店舗や開業医などの生活支援情報の提供
- ⑦生活再建・仮設住宅・復興支援情報の提供
- ⑧避難者同士が励まし合い・助け合いコミュニティを維持・形成する支援

ただし、サービス過剰となると避難所からの自立が困難となる人々が発生する場合もあり、かえって被災者の生活再建の足かせにもなりかねない点に留意する必要がある。また、避難者はサービスの受け手ではなく、お互い助け合い、自ら避難所運営に参加して初めて上記の避難所の機能が発揮できることを、避難者全員に理解してもらえよう心がける必要がある。

3-2. 対象とする避難者

(1) 災害救助法（資25参照）で対象とする者

① 災害によって現に被害を受けた者

- ・ 災害で住居を失った者
- ・ 現に被害を受けた宿泊者、通行人等

② 災害によって被害を受ける恐れがある者

- ・ 避難勧告の対象となる者
- ・ 避難勧告の対象ではないが、緊急に避難する必要がある者

ただし、災害の直後に避難者が上記の要件を満たしているかを直ちに判断することは困難なため、実際には受け入れを求める者があればとにかく対応することを基本とする。

(2) 高齢者、障害者等の災害時要援護者

要援護者については、別途に個別対応することを予定し、状況に応じて適切な支援が提供できる二次的な受け入れ施設への移転にも備える必要がある。

(3) 通勤者、旅行者等の帰宅困難者

交通機関等の途絶により、もともとその地域に居住していない人が避難してくる場合がある。これらの避難者・帰宅困難者はあまり長く避難所に留まらないと考えられるので、地域住民の避難者組とは分けて編成することが望ましい。

(4) 在宅の被災者

食料の供給等の必要な救援については、在宅被災者についても同様の対応が必要である。このとき、避難所運営組織が避難者だけでなく、在宅の被災者からも参加を得ている場合、無用な混乱なくサービスを提供できる。

3-3. 避難所運営の流れ

(1) 初動期(災害発生直後)の避難所

初動期とは、災害発生直後から概ね24時間までの時期である。この時期は、災害直後の混乱した状態の中で避難所を開設し、避難者の生命の安全確保を行うと同時に、安定した避難所運営に向けた準備となる業務を行う期間である。

大規模で突発的な災害の場合、さらに休日の夜間や早朝などの場合、避難所に最初に到着するのは避難してきた地域の住民であることが想定される。この場合、避難してきた住民は初期の避難者の中から代表を選んで応急的に避難所の開設と運営を行う組織を作る。この組織のもと、行政担当者や施設管理者の不在の場合でも、無秩序な施設への侵入を防ぎ、避難施設をP10のチェックリストに従い安全確認後に、避難者を施設内へ誘導する。

【参考】各指定避難所の鍵は、その近隣の住民に合い鍵が託されている。その場所は、市民センターと近隣の自治会役員等で確認できる。

(2) 展開期～安定期の避難所

展開期とは災害発生から24時間目から概ね3週間程度の期間。展開期は、避難者が避難所のルールに従って一応の生活の安定を確立する時期であり、本格的な避難所運営組織を設置し、避難者自らが自力再建への足場を獲得するための支援を行う期間である。学校の場合、施設管理者と授業を出来る状態かを検討の上、教室を利用するか否かや立入禁止区域の設定を考慮する必要がある。

安定期とは概ね災害発生から3週間目以降を指す。安定期は、避難生活の長期化にともない、避難者の要望が多様化するため柔軟な運営が求められる期間である。一方、避難者数の減少に伴い、撤収も視野に入れつつ避難所の自主運営体制を再構築する時期でもある。

具体的には、まず自治会副会長が町単位で指定避難所に誘導し、集まった各町の自治会副会長の中から一名を運営委員長に選出し、暫定的な避難所運営組織を立上げる。さらには、到着した行政や施設の担当者の協力の下、八郷地区災害対策本部や市の災害対策本部に避難所の状況を報告し、必要な資機材等を要請する。落ち着いた段階で、本格的な運営組織を構築し、体制を整え直す。大規模な災害で避難生活が長期化した場合は、避難者のみならず地域住民や協力会社・ボランティアなどとの連携も重要になる。

【参考】避難者一人当たりの必要面積

時 期	最低面積	説 明
災害直後	1㎡／人	座った状態での一人当たりの最低必要面積
1晩目以降	2㎡／人	一人当たりの就寝可能な面積
展開期以降	3㎡／人	避難生活が安定し、荷物置き場を含めた面積
注：避難者収容スペースに余裕がある場合は、上の限りではない。ただし、自立を促すために居住スペースの定期移動が理想であり、余りに荷物置き場を広く与えると、持ち込む荷物が増えすぎて定期移動の理解が得られにくくなる。		

(3) 撤収期の避難所

電気・ガス・上下水道などのライフラインが回復し、仮設住宅への入居が開始される時期になると避難所は撤収に向けた準備に入る。この時期には、退所する避難者の数も増え、運営組織も縮小傾向に向う。一方で、避難所には自立が困難な避難者が次第に目立ってくる時期でもあり、運営組織リーダーは地域の世話役として最後まで適切な対処が必要である。

3-4. 指定避難所の運営委員会

(1) 役員の選出

運営委員長—原則として各町の自治会副会長の中から一名選出

副委員長—運営委員長が下記三名を任命

避難者または自治会役員等から一名

行政担当者から一名

施設管理者から一名

班 長—運営委員長が下記の各班の班長を任命する

総務班、名簿班、食料班、物資班、救護班、衛生班、連絡・広報班、施設管理班、ボランティア班および避難者・在宅被災者の編成班ごとに班長を一人任命。また、班長が副班長を任命し、班長の代理とする。
(各班の概略業務等については、P.11の指定避難所 運営委員会系統図および資17の避難所運営委員会規約を参照)

(2) 運営委員会の業務注意事項等

- ①可能な限り速やかに**第1報**を『様式3-①避難所報告用紙—初動期用』(資10参照)で地区本部に報告する。また、同用紙にて3時間以内に**第2報**を、6時間以内に**第3報**を報告する。
- ②一日二回程度の運営委員会を開催し、各種問題の検討・対処する。また、二日目以降は『様式3-②避難所状況報告用紙』(資12参照)にて、**毎日最低一回**地区本部に報告する。
- ③その他、各種報告や業務には、下記の書類を利用する。
 - 様式4 主食依頼票 (資13参照)
 - 様式5 物資依頼票 (資14参照)
 - 様式6 食料・物資管理簿 (資15参照)
 - 様式7 ボランティア受付票 (資16参照)
 - 様式8 避難所運営委員会規約 (資17参照)
 - 様式9 避難所運営委員会名簿 (資19参照)
 - 様式10 外泊届用紙 (資20参照)
 - 様式11 ペット登録台帳 (資21参照)
 - 様式12 郵便物受取り帳 (資22参照)
 - 様式13 取材者用受付用紙 (資23参照)
 - 様式14 避難所資機材在庫表 (資24参照)

(3) 生活の基本ルール

- ①避難者は、家族単位で『避難者・在宅被災者 名簿』(資9参照)で必ず登録する。
退所する場合も転出先とともに必ず報告する
- ②運営委員・班長等の役員の指示に従う
- ③犬・猫などの動物類を室内に入れることを禁止する。また、配布する『ペットの飼育

ルール』（資3参照）の指示に従う

- ④『立入禁止』、『使用禁止』、『利用上の注意』の指示には必ず従う
- ⑤飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止する
- ⑥その他、配布する『避難所の生活ルール』（資1参照）の指示に従う

(4) 配布の基本ルール

- ①物資・食料・水などは公平に分配する。原則として、全員に提供できるまで配布しない
- ②数量が不足する物資は、病人・妊婦・高齢者→障害者→子ども→大人の順に配布する
- ③物資・食料の配布は、避難者の編成班ごとに班長に配布する
- ④配布する物資などの内容・数量は、事前に何らかの方法で発表する
- ⑤配布する物資は、避難者以外に近隣の在宅被災者にも等しく配布する

4. 八郷地区の避難所

住民は、まず事前に決められた『組』の集合場所に集合または報告し、組長の指示で組内での初期消火・救助等を実施する。その作業が落ち着いた段階で避難するものは、組長にP.18の一般住民用『災害時連絡用書式』にて報告し、原則として各町の緊急避難所として登録されている集会所・公民館へ向かう。資9の『避難者・在宅被災者 名簿』にて町本部に登録し、指示に従う。被害が甚大で町の集会所・公民館に入りきらない場合や損壊し収容不可能な場合・本人が指定避難所入所を希望する場合は、町本部に報告後、指定避難所へ移動する。また、自宅に住んでライフラインの破壊などの理由で避難所の施設を利用したり、物資の配給などのサービスを希望する人は、同様に指定避難所へ資9の『避難者・在宅被災者 名簿』にて登録する。尚、地域性を考慮し、原則として下記のような指定避難所の割り振りとする。

地区市民センター：(八郷地区対策本部)、伊坂町

八郷小学校：北永台、広永町、山村町、山分町、黄金町、伊坂台

八郷西小学校：あかつき台一丁目東・西、二丁目東・西、四丁目

朝明中学校：平津町、平津新町、千代田町

暁学園高校：萱生町、中村町

暁学園中学校：あかつき台三丁目、五丁目、六丁目

【注】上記は、あくまで原則であり、例えば千代田町里地区のように他の指定避難所の方が近く、安全な場合がある。臨機応変に、各町で事前にルールを決めておくこと。また、避難所の被災状況・周辺道路の交通事情により、地区本部から変更の指示を出す場合がある。

指定避難所 名 称	所在地	収容人員	一時避難 収容人員
八郷地区市民センター	千代田町267-1	30	60
八郷小学校	平津町99-1	255	615
八郷西小学校	萱生町1086	200	470
朝明中学校	平津町409-2	265	635
私立暁学園中学・高校	萱生町238	785	1,910
合 計		1,535	3,690

★利用できる施設

地区市民センター：和室、小会議室、トイレ

各学校施設：体育館、運動場、トイレ、プールの水

(なお、災害の状況によって、施設管理者と協議をしながら、教室等の利用を検討する。)

地区市民センター、各学校の施設状況図をP. 24～28に添付

【参考】仮設トイレの設置基準は、避難者100人当たりに一基を行政機関が設置する予定

★収容人員とは、数日以上宿泊して生活する場合の人数で、一時避難収容人員とは、宿泊しない一時的な場合を言う

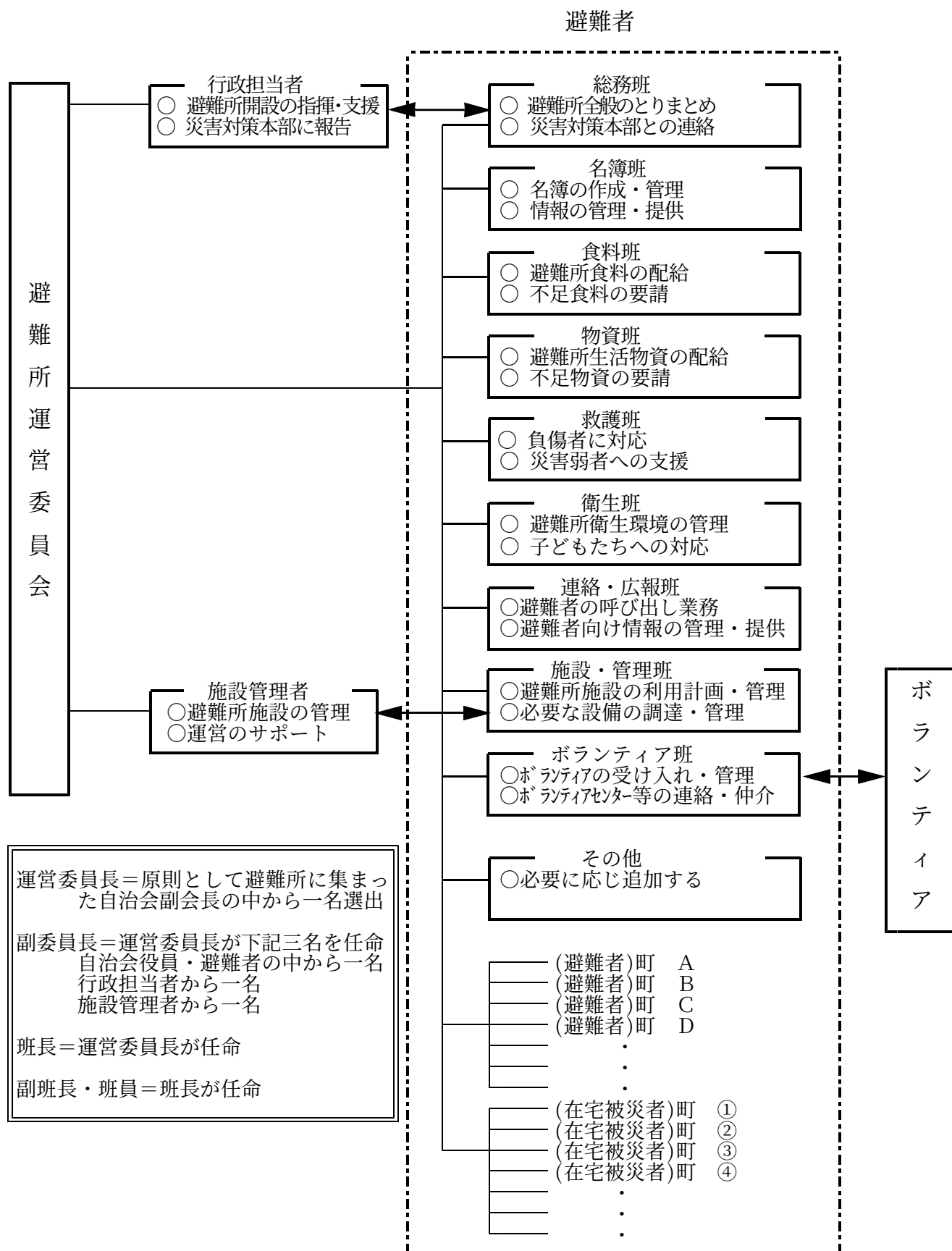
緊急避難所 名 称	所在地	収容人員	一時避難 収容人員
千代田町公民館	千代田町881-1	30	60
伊坂町公民館	伊坂町781-2	35	75
伊坂台集会所	伊坂台二丁目269	30	60
山村町公民館	山村町331-1	25	50
広永町公民館	広永町618	35	70
北永台公民館	広永町647-33	20	40
山分町集会所	山分町174-25	30	60
平津町公民館	平津町339	30	60
平津新町公民館	平津新町260-667	55	110
中村町公民館	中村町1635	20	45
萱生町集会所	萱生町550-1	30	60
あかつき台一丁目集会所	あかつき台一丁目1-240	30	60
あかつき台二・四丁目集会所	あかつき台二丁目1-191	30	60
あかつき台集会所	あかつき台三丁目2-8	35	75
合 計		435	885

- 【避難勧告】 立ち退きを勧めまたは促すもの
- 【避難指示】 被害の危険が目前に切迫している場合に発せられるもので、避難勧告より拘束力が強く、立ち退かせるためのもの
- 【指定避難所】 避難住民が一定期間避難生活を営むことが可能であり、市の物資供給等生活支援の拠点となり得る施設（指定避難所の鍵の保管場所リストは八郷地区市民センターに有り）
- 【緊急避難所】 避難住民が緊急、一時的に避難する施設であり、長期間にわたる避難生活を想定するものではなく、必要な場合は、避難住民は集団で指定避難所へ移動することとなる。各町の集会所・公民館が緊急避難所である
- 【参考】 以前は、四日市大学も指定避難所に登録されていたが、総合的な判断の結果東名阪四日市東ICに近いこと・伊勢湾岸道が整備され交通アクセスが向上したことから自衛隊の拠点、各地からのボランティアの受付、ヘリポートとして資機材・緊急物資・傷病者の搬送に利用される計画です。また、千代田町の水道局のグラウンドは北勢地域の水道関係のライフライン復旧のための拠点として計画されています

5. 避難所開設チェックリスト

項目	緊急対応	確認
1. 避難所の開設		
避難者による自主開錠	・建物内にいる避難者をまとめ、建物の安全確認をする	☐
2. 建物の安全確認が済む まで避難者を入れない。	・建物は傾いているか	☐
	・火事は発生しているか、ガス漏れはないか	☐
	・建物に大きなひび割れはないか	☐
	・窓ガラスなどの危険な落下物があるか	☐
	・自動車乗り入れの規制	☐
3. 施設管理者の到着報告 及び対応協議	・いない時は、そのまま業務進行	☐
4. 避難者受入れスペースの 確保・指定	・事前計画に基づき安全な部屋を確保し、誘導する。	☐
	・室内の倒壊物などは、避難者に協力を求めて処理する。	☐
5. 避難所の本部を設置	・施設管理者と共に、業務場所の安全確認	☐
	・放送設備、非常用設備などの確認	☐
6. ライフラインの確認		
電気が使えるか	・放送設備が使用できるか	☐
	・無線が使用できるか	☐
上水道が使えるか	・上水道が使えるか	☐
電話が使えるか	・FAXが使えるか	☐
道路状況の把握	・避難者からの情報収集	☐
7. 本部への報告	・FAX、電話、伝令などの手段を用いて災害対策本部 へ連絡を取る。	☐
8. 避難者の登録	・避難者の世帯ごとの登録	☐
9. 避難者へ	・混乱時のため、冷静な態度でゆっくり説明する。	☐
・施設被害状況	・混乱を極力沈静化させる。	
・避難者のスペース など	・「避難所での生活ルール」のコピーを配付	☐
の説明	・トイレの使用場所と火気についての注意をする	☐
	・避難者の未登録者への再登録依頼 (必要とするものを記入してもらう)	☐
10. 非常用設備及び物資の 確認	・水、食料、生活物資の有無	☐
本部への要請事項の整理	・応援職員の必要性	☐

6. 指定避難所 運営委員会系統図



- ※ 各班の人数は、班長、副班長を含め3～5人程度とする。各班の詳細業務は、様式8 避難所運営委員会規約（資17）を参照
- ※ 委員会には、各班より1名（班長もしくは副班長）が出席する
- ※ 原則として避難者や在宅被災者の班分けは、各町単位とする。多数の場合は、組単位や振り分けた部屋ごと、階ごとなどに応じて分割する。班長が多数の場合は、町などで互選により委員会に出席する

7. 災害時に「災害弱者」とみなすべき住民

(資料：全日本自治体団体労働組合など)

『災害弱者』と みなすべき住民	○障害を持つ住民 肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語障害、人工透析利用者など内部障害、てんかん、自閉症、知的障害、精神障害、難病者など障害を持たない住民に比べて著しい環境不適應やコミュニケーション障害を生じる可能性が高い住民
	○高齢者・乳幼児・子ども 障害はないが、急激な環境変化に対応困難な住民
	○妊婦・けが・病気の療養者 一時的な環境の変化によるハンディキャップを負う可能性が高い住民
	○外国人、他 災害時におけるコミュニケーション障害や住変化により生活習慣に不適應を生じやすい住民
	○食物アレルギー ある特定の食物にアレルギー体質の住民

8. 災害弱者の避難行動などの特徴と配慮したい主な項目

(資料：全国日本自治体団体労働組合など)

区分	避難行動などの特徴と主な配慮事項
①肢体不自由者 寝たきり高齢者	移動の困難性があり、災害の認知が遅れる可能性がある。 介助者との対応が困難になるおそれがあり、見知らぬ介護者へのストレス、福祉機器、補助具がない場合には移動なども大きな制約があり、室内外への移動空間、トイレ、入浴設備などに物的配慮が必要である。介助者、家族との共同避難が遅れやすいので、家族や介助者の避難も制約される。
②視覚障害者	単独での移動が概ね困難であり、避難時の移動は極端に制約される。災害の覚知が遅れやすく、災害状況の把握が難しいため、危険からの回避が遅れやすい。災害時には聴覚からの情報収集が不可欠で日常的生活空間でも自力避難は困難である。
③聴覚 言語障害者	災害時の情報入手が困難で、災害の覚知が遅れやすい。視覚的情報が避難の際に重要となる。避難空間でのコミュニケーション支援が不可欠で危険からの回避が遅れやすい。
④内部障害者 難病者	避難時に常用薬が欠かせない。避難行動が遅れやすく、自力避難や移動が困難な場合もあり避難環境の整備が重要である。
⑤精神障害者	災害ショックや環境変化に留意。避難時に常用薬が欠かせない。周囲との適切なコミュニケーションが不可欠で、避難所の設備・環境にも配慮が必要である。
⑥てんかん	単身での避難や、災害状況把握が困難である。災害ショックや環境変化による発作に留意する必要がある。室内環境にも配慮する。
⑦自閉症 知的障害者	単身での避難や、災害状況把握が困難である。災害ショックや環境変化によるストレスに配慮し、適切な介助者が不可欠となる。介助者を含め避難が規制されやすく、避難所の設備・環境にも配慮する必要がある。
⑧乳幼児・子ども ・妊婦・けが・ 病気の傷病者	単身での避難や、災害状況把握が困難である。災害ショックや環境変化によるストレスに配慮。適切な介助者が不可欠で、介助者を含め避難が制約されやすい。避難所の設備・環境にも配慮が必要である。特に、妊婦は避難中の産気に注意。
⑨単身高齢者	避難や移動の困難性があり、適切な状況把握が困難である。災害ショックや環境変化によるストレスに配慮する。介助者を必要とする場合があり避難所の設備・環境にも配慮を要する。
⑩外国人 旅行者など	適切な状況把握が困難で、緊急時の連絡、情報伝達方法を明確にする必要がある。多様な言語を活用した避難マニュアルの作成。災害ショックや環境変化によるストレスに配慮すべきである。
⑪食物アレルギー	食物アレルギーを持つ人が特定の食品に反応して、気管支喘息・じん麻疹・アナフィラキシーショック（ショック症状を起こし、重い場合には死に至ることもある）を起こすことがあるので配慮が必要。

【参考】最近子どもたちの食物アレルギーが増加しており、四日市市では平成19年度から防災倉庫内に食物アレルギー対応の非常食を順次準備する予定

9. 急傾斜地・土石流危険箇所 一覧表

(1) 急傾斜地崩壊危険区域指定地

町 名	所在地	面積 〔m ² 〕	斜度	高さ	長さ	幅	避難場所	人家 戸数	程度
広永(1)	向山間之田 内の坪	(21.610)	4 5	1 2	3 8 0	(3 0)	広永町公民館	2 0	A
伊坂(1)	西垣内	(2.851)	4 0	5	8 0	(8)	伊坂町公民館	5	B
中村	中山	(2.578)	3 0	7	1 7 0		中村町公民館	5	B

A：斜度30度以上、高さ10m以上、人家10戸以上

B：指定域が工事施工等により比較的安定しているところ

()：調査表外の参考数値

(2) 急傾斜地崩壊発生区域（危険箇所）

町 名	所在地	面積 〔m ² 〕	斜度	高さ	長さ	幅	避難場所	人家 戸数	程度
広永(2)	向山間		4 5	1 2	1 0 0		広永町公民館	7	B
広永(3)	向山間		3 0	1 0	2 6 0		広永町公民館	1 7	A
山村	十王堂		3 5	1 5	5 2 0		山村町公民館	2 6	A
伊坂(2)	松山		3 0	8	1 7 0		伊坂町公民館	7	B
萱生(1)	杉本麓口		5 0	2 0	4 5 0		萱生町集会所	1 7	A
萱生(2)	城山岸ヶ越		5 0	2 0	2 3 0		萱生町集会所	1 7	A

A：斜度30度以上、高さ10m以上、人家10戸以上

B：斜度30度以上、高さ5～10m程度、人家5～9戸程度

(3) 土石流危険溪流区域

水 系	溪流名	位 地	流域面積 〔Km ² 〕	人 家 有・無
朝明川	山村谷川	山村町	0. 0 4	有

10. 災害時のヘリコプター離着陸指定場所(近隣の抜粋)

八郷地区－伊坂ダム(運動広場)・山村ダム・四日市大学(グラウンド)

近隣地区－北部墓地公園運動施設・四日市西高校(グラウンド)・四日市高校(グラウンド)・保々小学校(グラウンド)・四日市港富双地区埠頭用地・県営北勢中央公園(芝生広場)・四日市港霞ヶ浦地区北埠頭・保々工業団地中央広場・霞ヶ浦緑地(サッカー場)

11. 応急給水施設

配水池出口に設置した緊急遮断弁装置(200ガル：震度5以上の地震動を感知すると自動的に弁を閉鎖して、配水池内の水の流出を停止させる装置)により貯留水を確保する。災害時には、市の職員が駆け付け鍵を開けて給水をする。なお、給水が可能となった時点で広報する予定であり、その指示に従う事。

朝明配水池 平津町養雲寺 41－5

現在十数機の応急給水用の蛇口が準備してある。

配水池容量 8,000 m³ 最低確保水量 4,300 m³

【参考】市内の応急給水拠点（市内には、他に下記の8箇所の応急給水拠点がある）

あがた配水池－下海老町字木堀谷 440の2	(2, 500 m ³)	最低確保水量
生桑配水池 一生桑町	(4, 200 m ³)	〃
一生吹配水池－智積町字一生吹 4712の2	(4, 100 m ³)	〃
高岡配水池 一桜町字二ノ高丘 7866の27	(4, 300 m ³)	〃
北谷配水池 一水沢町	(8, 000 m ³)	〃
笹川配水池 一笹川九丁目 17	(45 m ³)	〃
山ノ手配水池－小古曾町字西谷 2122	(2, 600 m ³)	〃
楠配水池 一楠町	(836 m ³)	〃

★あかつき台の市水タンクには緊急遮断弁や給水設備がなく利用できない。★

***** 用語説明 *****

地区分隊：八郷地区市民センターに所属する職員で構成される。館長が分隊長、副館長が副分隊長、他に職員二名が隊員となる。

緊急分隊：八郷地区市民センター近隣に在住の市の職員4名で構成される。夜間や休日にいち早く駆けつけ体制を整え、『地区分隊』が到着するまで各種対策の指揮をとる。

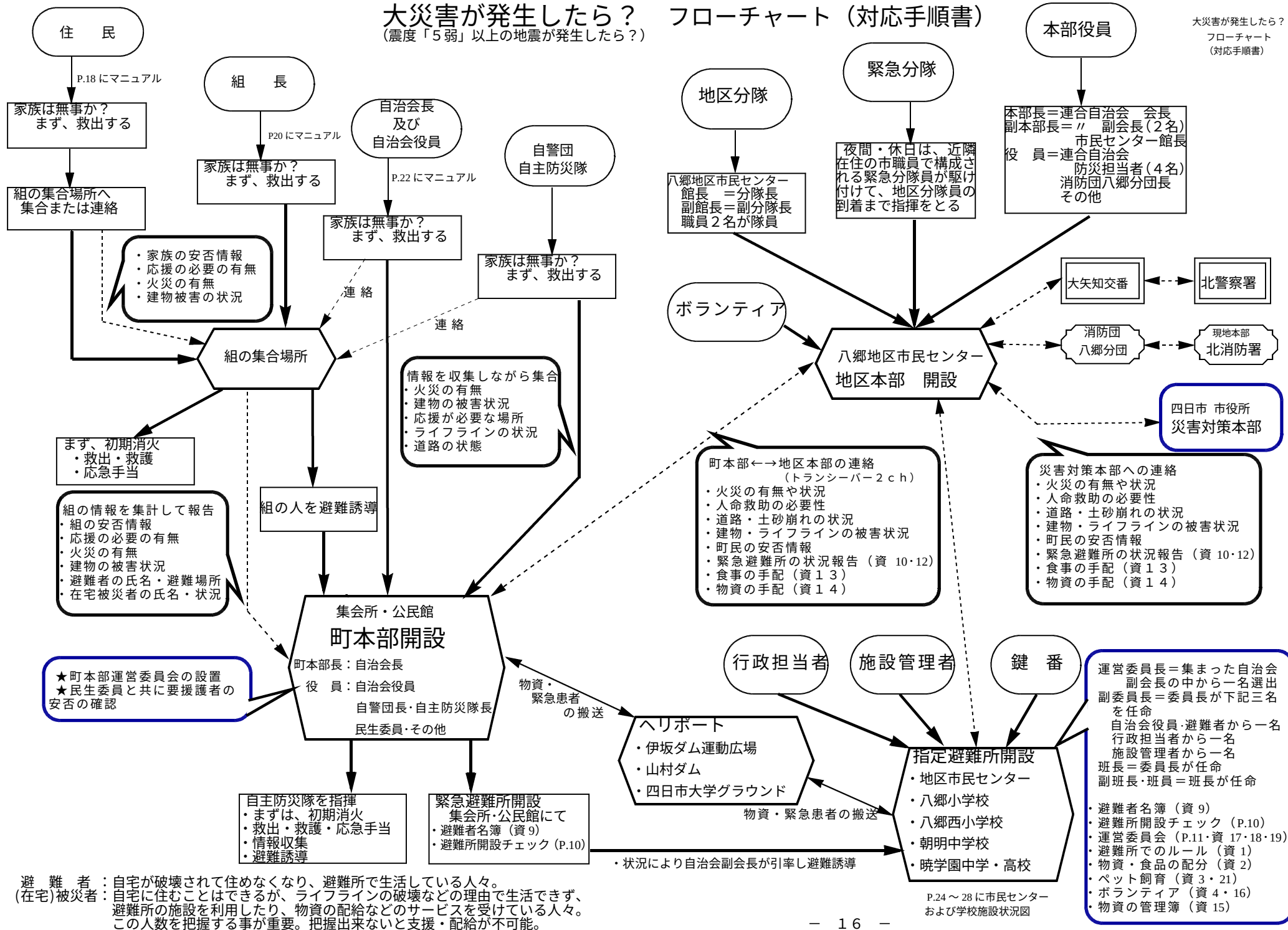
避難者：自宅が破壊されて住めなくなり、避難所で生活している人々。

在宅被災者：自宅に住むことは出来るが、ライフラインの破壊などの理由で生活できず、避難所の施設を利用したり、物資の配給などのサービスを受けている人々。

大災害が発生したら？ フローチャート（対応手順書）

（震度「5弱」以上の地震が発生したら？）

大災害が発生したら？
フローチャート
（対応手順書）



災害対策本部の配備基準一覧表

災害対策本部の配備基準一覧表

レベル	配 備 基 準	四日市市役所の 配備要員数等	四日市市立の 学校	八郷地区市民センター		消防団	八郷地区災害対策本部	自治会役員 自主防災隊員	組長	一般住民
		災害対策本部 市役所	指定避難所 八郷小学校 八郷西小学校 朝明中学校	地区分隊 市民センターに勤 務する4名の職員	緊急分隊 近隣に在住の4名 の市の職員	八郷分団 15名の分団員 基本的に消防本部 の指示で活動する	地区本部 本部長＝連合自治会長 副本部長＝連合副会長2名 ＋地区市民センター館長 本部役員＝連合自治会 防災担当者4名 ＋消防団分団長など	町本部 本部長=自治会長 町本部の役員は、 各町で検討	組で集合 集合場所は、 事前に組で検討	まず組で集合 集合場所は、 事前に組で検討
警戒準備	①次の警報のうち、市域にいずれかが発表されたとき 大雨・洪水・暴風・暴風雪・高潮・津波 ②市域に大雪警報、波浪警報または高潮注意報、津波注意報などが発表され、市長が必要と認めたとき ③市域に震度「4」または県内で「5弱」の地震が発生し、市長が必要と認めたとき ④県内(四日市市を除く)で震度「5強」以上の地震が発生したとき	各部1名程度	原則として、校長は直ちに出勤できる態勢をとる 施設管理のために校長の判断で出勤、または教育委員会からの指示で出勤する	1名配備	配備しない	配備しない	配備しない	被害が発生した場合は、町内で協力して初期消火→救助→市民センターへ報告・応援要請・町本部設置・緊急避難所開設	被害が発生した場合は、組内で協力して初期消火→救助→自治会長へ報告・応援要請・避難誘導	被害が発生した場合は、隣近所で協力して初期消火→救助→組長へ報告→避難
第一次警戒体制	①被害の発生が予想されるとき(慣例では、雨の量が非常に多いときや台風時に大雨・洪水・暴風警報が同時に発表された時など) ②市域で震度「5弱」の地震が発生したとき	各所属1～2名程度 緊急班・緊急分隊は、配備	原則として、校長が出勤 夜間・休日等の避難所の開設は緊急分隊員が初動態勢をとる 配備の解除は教育委員会が指示する	①執務時間中～19時までは、全員配備 ②時間外(19時から)・夜間・休日は、館長または副館長が交代配備	時間外(19時から)・夜間・休日は、2名配備	①大雨・洪水・暴風警報が同時に発表された時6名程度が待機・巡回警戒 ②市域で震度「5弱」の地震が発生したときは全員が参集	①市域で震度「5弱」の地震が発生した場合 ②副本部長である市民センター館長の判断 ③行政機関からの指示 ④各町の自治会長等からの被害連絡・応援要請などで地区本部役員が参集し地区本部を設置する	①市域で震度「5弱」の地震が発生した場合 ②地区本部・行政機関からの指示 ③組長からの被害報告・応援要請などで町本部を設置し、地区本部へ報告する	①市域で震度「5弱」の地震が発生した場合 ②自然災害等で被害が発生した場合 組内で協力して初期消火→救助→町本部へ報告・応援要請・避難誘導	①市域で震度「5弱」の地震が発生した場合 ②自然災害等で被害が発生した場合 隣近所で協力して初期消火→救助→組長へ報告→避難
第二次警戒体制	①被害が発生、または被害の拡大が予想されるとき ②「東海地震注意情報」が発表されたとき	各所属の1／3程度	原則として、校長が出勤 複数配備が必要と校長が判断した場合は教育委員会の許可を得て増員 教育委員会から複数配備の指示を出す場合もある	①執務時間中～19時までは、全員配備 ②時間外(19時から)・夜間・休日は、3名配備	①執務時間中～19時までは、全員配備 ②時間外(19時から)・夜間・休日は、3名配備	全員参集	①被害が発生、または被害の拡大が予想されるとき ②「東海地震注意情報」が発表されたとき	同左	被害が発生した場合は、組内で協力して初期消火→救助→町本部へ報告・応援要請・避難誘導	被害が発生した場合は、隣近所で協力して初期消火→救助→組長へ報告→避難
第三次警戒体制	①被害が拡大、または甚大な被害が予想されるとき	各所属の1／2程度	同上	全員配備	全員配備	全員参集	①被害が拡大、または甚大な被害が予想されるとき	同左	同上	同上
非常体制	①甚大な被害が発生したとき ②市域で震度「5強」以上の地震が発生したとき ③「東海地震予知情報および警戒宣言」が発表されたとき	原則として全職員	同上	全員配備	全員配備	全員参集	①甚大な被害が発生した時 ②市域で震度「5強」以上の地震が発生したとき ③「東海地震予知情報及び警戒宣言」が発表されたとき	同左	同上	同上

☆『八郷地区防災対策本部（地区本部）』を設置する上で、参考に行政機関の対応から列記した

☆市の災害対策本部の詳細は、『四日市市地域防災計画』・『災害対策活動要領』を参照

☆『地区分隊』や『緊急分隊』の詳細は、『四日市市災害対策本部「地区分隊」活動マニュアル』・『八郷地区市民センター災害活動要領』を参照

☆八郷分団の一般的な火災発生時の対応や詳細については、省略する。詳細は、『四日市市消防団災害対策要領』を参照

★組長が自治会長や自主防災隊長などの重要な『役』を重複している場合は、何を優先し、誰に代理を頼むか検討しておく

同様に各町の自治会長が連合自治会や自主防災隊の役員を重複している場合も何を優先し、誰に代理を頼むか検討しておく

★避難するときは、組長に報告後に、まず集会所・公民館へ向かう。被害が甚大で長期避難所生活が必要な場合や地区本部から指定避難所への移動の指示が出た場合、または町本部長の判断等で避難者をまとめて指定避難所に誘導する。原則として、自治会副会長が引率し、指定避難所の運営管理に参加する

地震だ！→まず身を守る 落ち着いて身をかかせ！

揺れがおさまったら スリッパや靴をはいて

- ①火の始末 ガスコンロ・ストーブを消す

火が出ていたら初期消火

- ②ドアを開けて出口を確保

- ③家族は、大丈夫か？

- ④ラジオなどで情報確認

- ⑤必要に応じ組長へ連絡

震度「５弱」以上の地震発生時や甚大な被害が発生した時など

- ⑥組長の指示で近隣の救助等

いつ避難するか？

- ①家が倒れる危険がある時

- ②初期消火に失敗して天井まで
火が燃え上がった時

- ③津波や土砂崩れの危険がある時

避難する時は （点検の余裕がある時）

- ①もう一度 火元確認 （ガスの元栓も止める）

- ②電気のブレーカーを切る

- ③荷物は最小限に！

- ④必ず徒歩や自転車で！ **車は厳禁！**

- ⑤組長に連絡

- ⑥指定された避難所へ （まず集会所・公民館へ）

→ 組長へ提出

町	組	〒 住 所	
ふりがな 世帯代表者氏名		電話番号—自宅 携帯	

緊急連絡	項 目	状 況
	★火災の発生	有り・無し・消火済み
	★救助必要者	有り・無し・救助済み
	★家屋の状況	全壊・半壊・一部損壊

火災発生の場合は近所の人や組長へ、連絡し
応援を呼ぶ。

まず、救助より初期消火を優先する。

火災・救助が落ち着いたら、記入し組長に提出する。

	ふりがな 氏名	年齢	男女	怪我の状況等 その他は記入	備考
家			男 ・ 女	有り ・ 無し 行方不明・救助必要 外出中 ・	
			男 ・ 女	有り ・ 無し 行方不明・救助必要 外出中 ・	
			男 ・ 女	有り ・ 無し 行方不明・救助必要 外出中 ・	
			男 ・ 女	有り ・ 無し 行方不明・救助必要 外出中 ・	
族			男 ・ 女	有り ・ 無し 行方不明・救助必要 外出中 ・	
			男 ・ 女	有り ・ 無し 行方不明・救助必要 外出中 ・	
			男 ・ 女	有り ・ 無し 行方不明・救助必要 外出中 ・	
			男 ・ 女	有り ・ 無し 行方不明・救助必要 外出中 ・	
			男 ・ 女	有り ・ 無し 行方不明・救助必要 外出中 ・	

ライフラインの状況 断水 ・ 停電 ・ ガス停止 ・ 電話不通 ・ 異常無し

避難所への入所希望等

メモ：組長の氏名()・電話()・携帯()

対応マニュアル **組長用**

地震だ！→まず身を守る 落ち着いて身をかかせ！

揺れがおさまったら スリッパや靴をはいて

①火の始末 ガスコンロ・ストーブを消す

火が出ていたら初期消火

②ドアを開けて出口を確保

③家族は、大丈夫か？

④ラジオなどで情報確認

⑤組の集合場所で情報集計

震度「5弱」以上の地震発生時や甚大な被害が発生した時など

組の情報で （応援が必要な時は自治会長へ連絡する）

①**火災発生時は、初期消火**

②救出・救護・応急手当

③組内の安否情報の集計

④建物・ライフラインの被害状況集計

⑤避難者の氏名・避難場所の集計

⑥在宅被災者の氏名・状況集計

（在宅被災者とは、自宅に何とか住める人でライフラインが破壊され、避難所の施設を利用したり、物資の配給が必要な家族。）

⑦自治会長への状況報告

日頃の準備

★事前に、組の集合場所を決定しておく事！

★ // 組内の全員の名簿を準備しておく事！

★ // 組内の災害弱者を把握しておく事！

★町内の『役』を複数重複している方は、何を優先し、誰に代理を頼むか検討しておく事！

組長用 災害時連絡用書式 →自治会長・町本部へ提出

町	組	〒 住 所	
ふりがな 組長 氏 名		電話番号ー自宅 携帯	

第一報 (年 月 日 時 分)

速やかに、自治会長に連絡。場合によっては伝令員を走らせる。

緊急 連絡	項 目	状 況	至急必要な資機材等
	★火災の発生	有り・延焼の危険有り ・ 無し	
	★救助必要者	有り(約 人) ・ 無し	
	★家屋の状況	全壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊 (棟) (棟) (棟)	

第一報は、わかるものだけで良い。

第二報 (年 月 日 時 分)

ある程度 消火活動・救助活動が落ち着いた段階 および約3時間後に町本部へ報告。

組	世帯	人 の内	無事	人
			軽傷者	人
			重傷者	人
			死者	人
			救助中	人
			行方不明	人
延焼?	無し ・ 消火済み ・ 延焼中(約 棟) ・ 大火の危険			
人命救助	不要 ・ 必要(約 人) ・ 不明			
ライフラインの状況	断水 ・ 停電 ・ ガス停止 ・ 電話不通			
指定避難所(市民センター・学校等)への入所希望者	希望	在宅のまま サービスを希望	不要	
	世帯 人	世帯 人	世帯 人	
その他の連絡事項				

対応マニュアル 自治会役員用

地震だ！→まず身を守る 落ち着いて身にかくせ！

揺れがおさまったら スリッパや靴をはいて

①火の始末 ガスコンロ・ストーブを消す

火が出ていたら初期消火

②ドアを開けて出口を確保

③家族は、大丈夫か？

④ラジオなどで情報確認

⑤集合所・公民館へ参集

震度「５弱」以上の地震発生時や甚大な被害が発生した時など

⑥情報収集・自主防災隊を指揮

⑦町本部・緊急避難所の開設

町本部役員の人選は、各町で事前に人選しておく。

⑧地区本部への連絡

組長からの情報で （応援が必要な時は地区本部へ連絡する）

①火災発生時は、初期消火を優先

②救出・救護・応急手当の指揮

③町内の安否情報の集計

④建物・ライフラインの被害状況集計

⑤避難者の氏名・避難場所の集計

⑥在宅被災者の氏名・状況集計

⑦地区本部への状況報告

★自主防災隊長や連合自治会の役員等を重複している方は、何を優先し、誰に代理を頼むか検討しておく事！

★民生委員の方には、日頃の要援護者名簿の管理・被災時の安否情報の確認応援を要請しておく。

町本部長用 災害時連絡用書式 →市民センター・地区本部へ提出

町		〒 住 所	
町本部長		電話番号ー自宅	
氏 名		携帯	

第一報 (年 月 日 時 分)

速やかに、地区本部へトランシーバーにて連絡。場合によっては伝令員を走らせる。

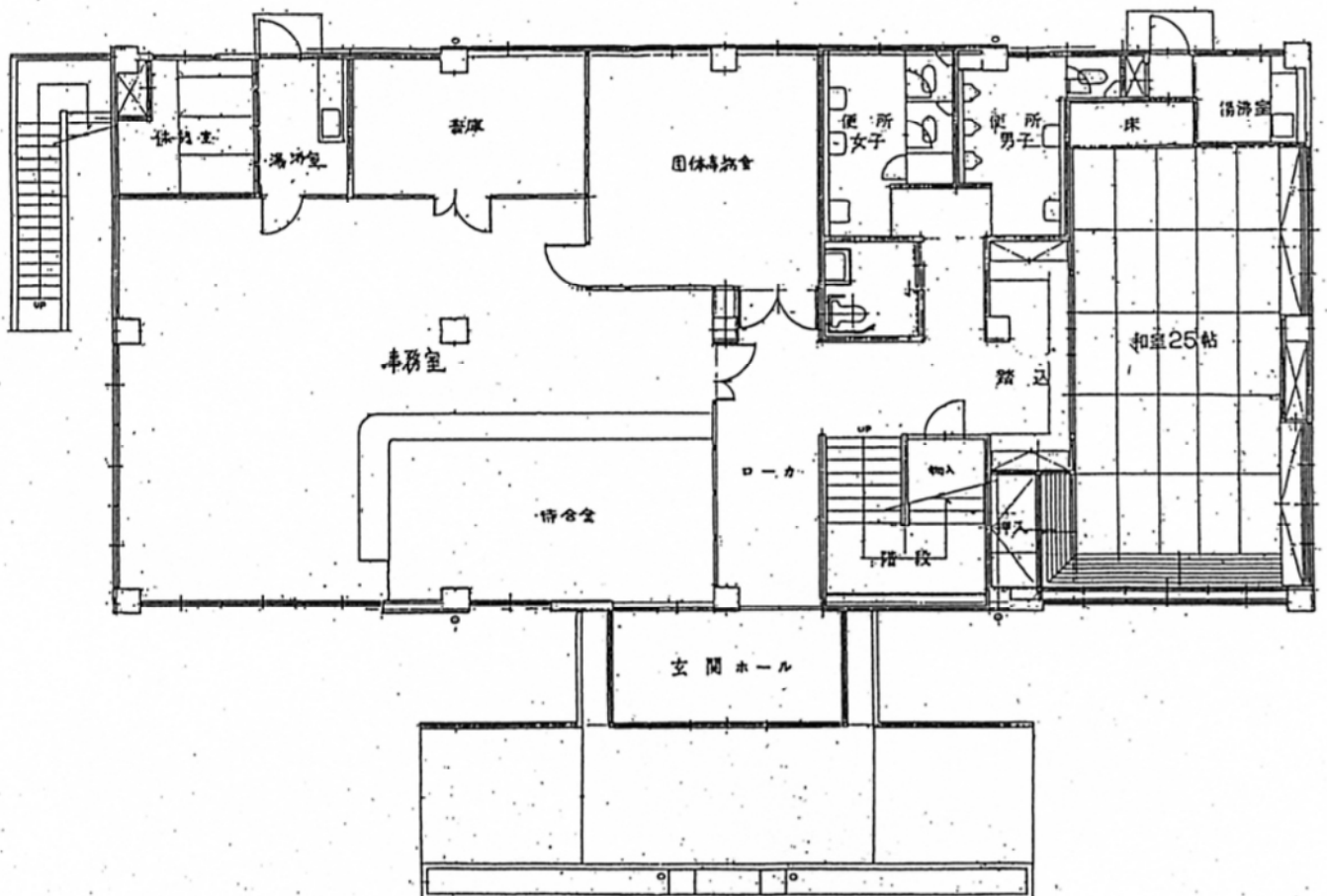
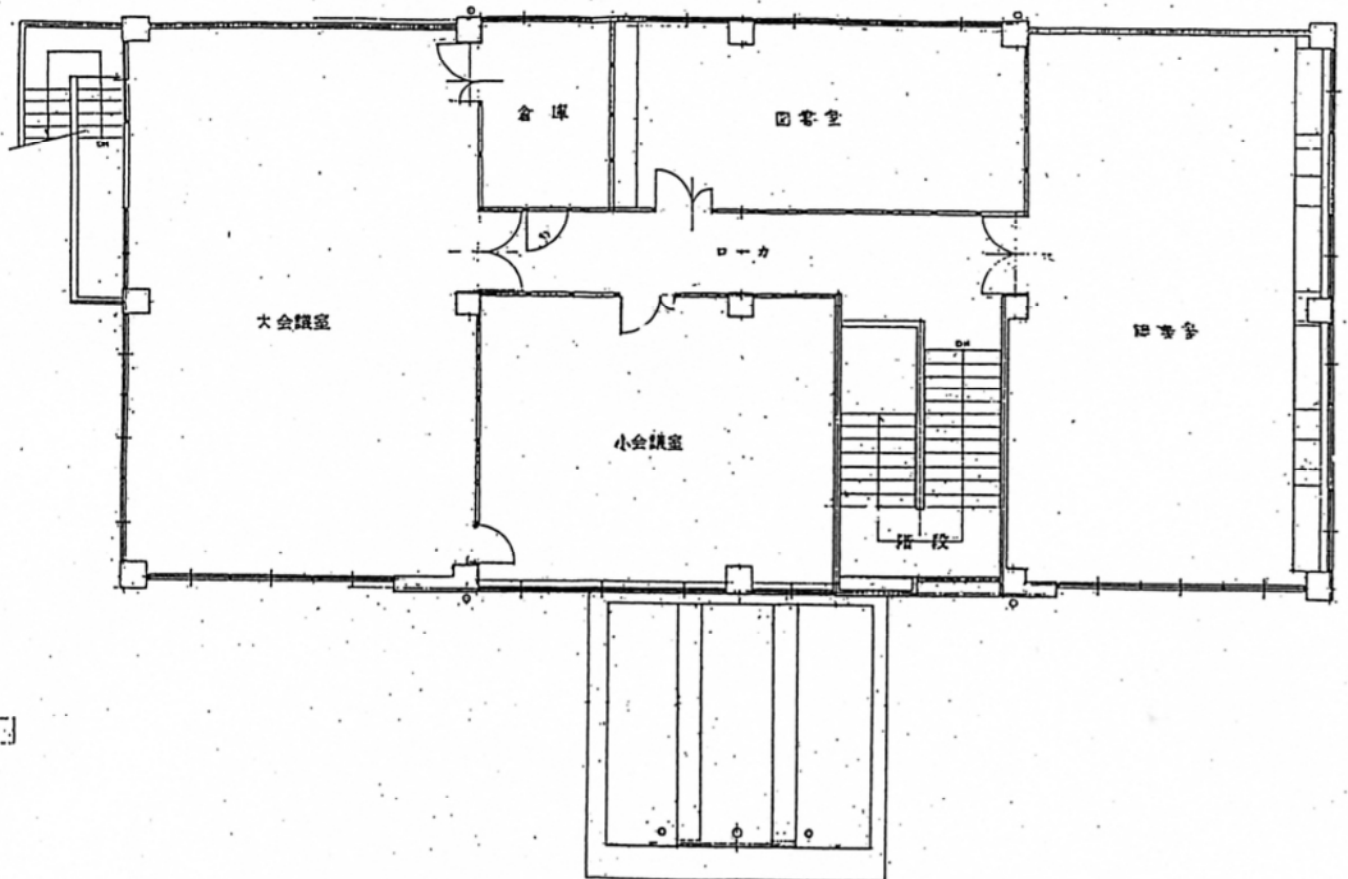
緊急 連 絡	項 目	状 況	至急必要な資機材等
	★火災の発生	有り・延焼の危険有り ・ 無し	
	★救助必要者	有り(約 人) ・ 無し	
	★家屋の状況	全壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊 (棟) (棟) (棟)	

第一報は、わかるものだけで良い。

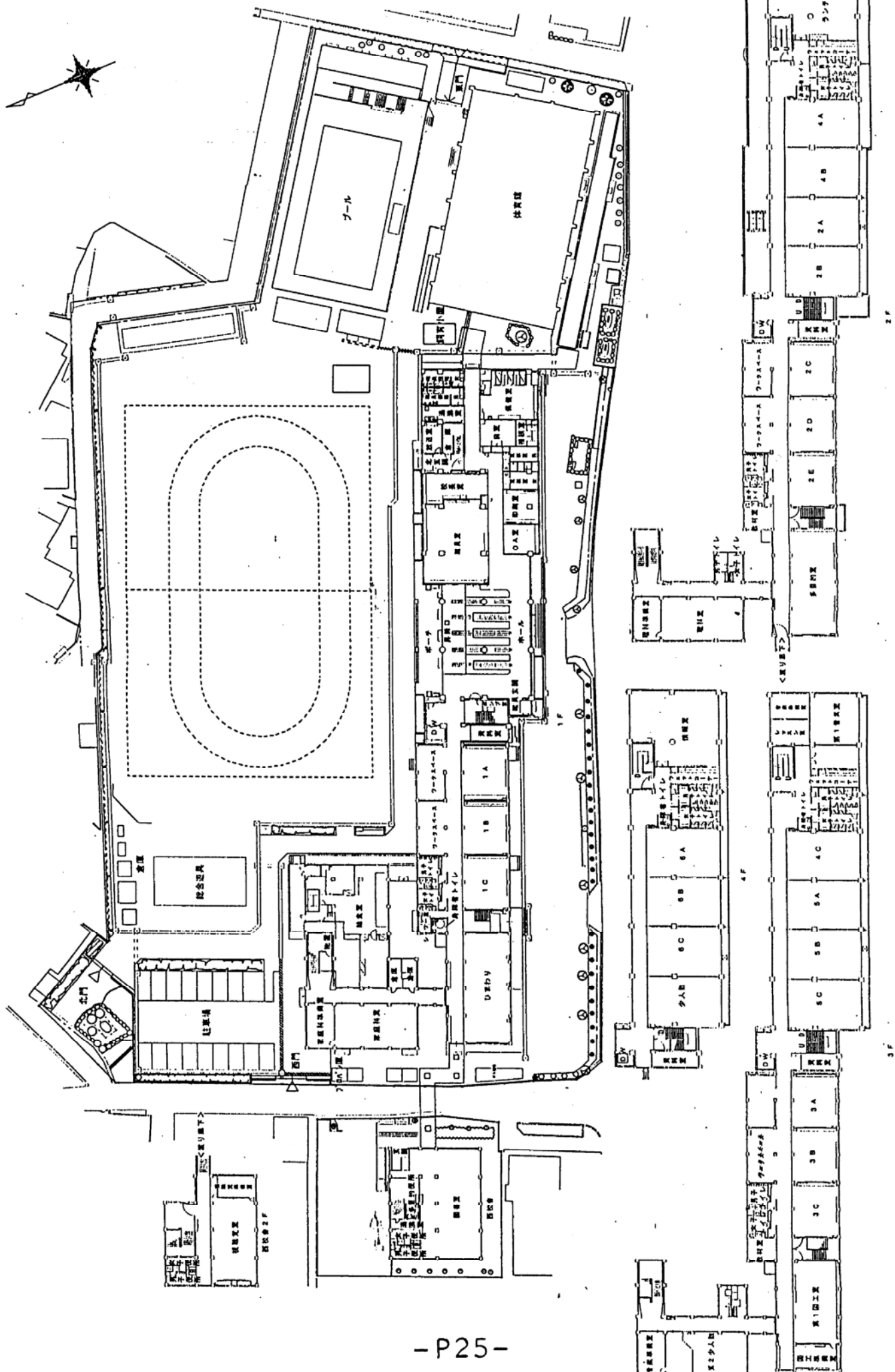
第二報 (年 月 日 時 分)

ある程度 消火活動・救助活動が落ち着いた段階 および 約3時間後に地区本部へ報告。

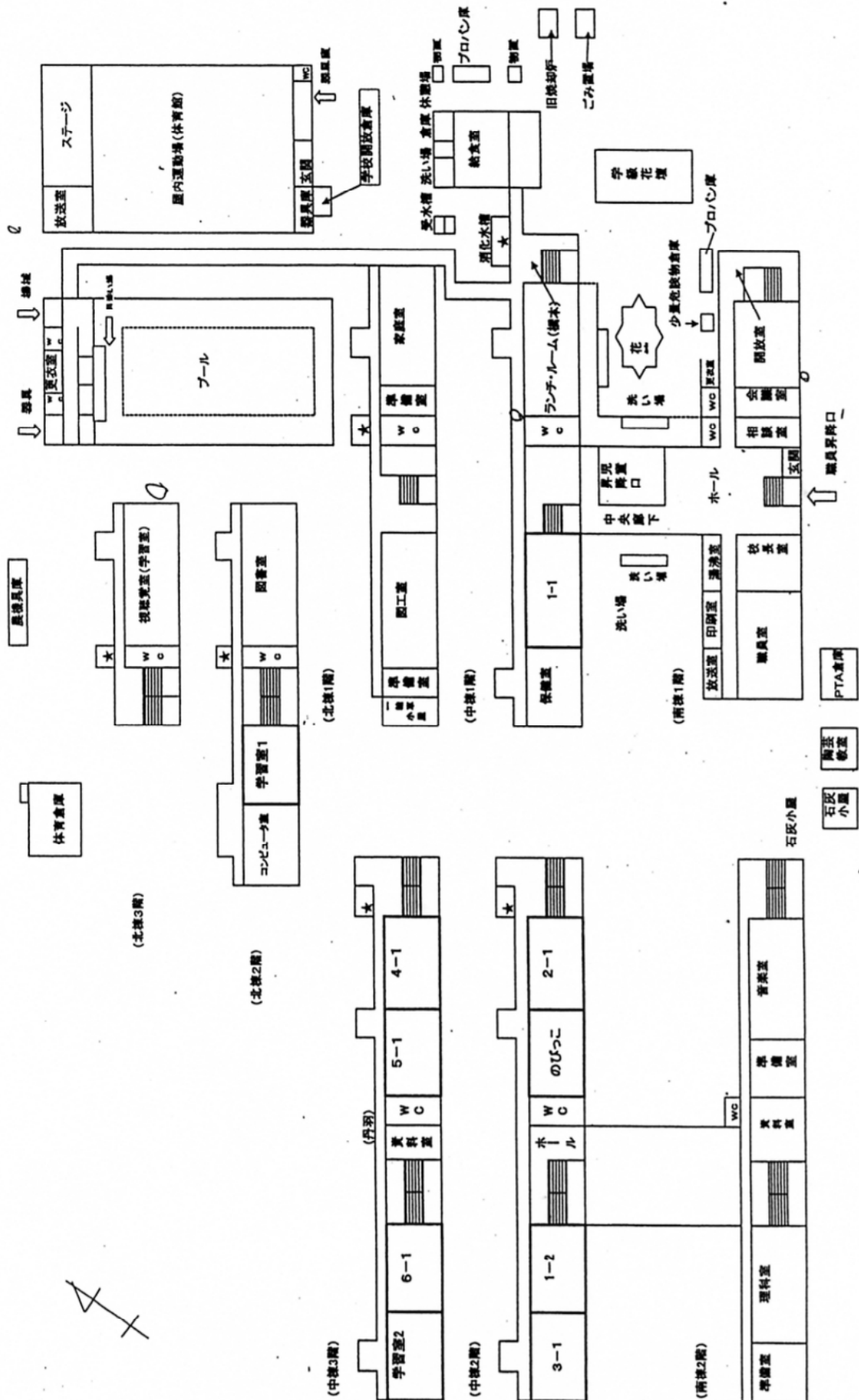
町	世帯	人 の内	無事	人
			軽傷者	人
			重傷者	人
			死者	人
			救助中	人
			行方不明	人
延焼?	無し ・ 消火済み ・ 延焼中(約 棟) ・ 大火の危険			
人命救助	不要 ・ 必要(約 人) ・ 不明			
ライフラインの状況	断水 ・ 停電 ・ ガス停止 ・ 電話不通			
集会所・公民館への 緊急避難者	指定避難所(市民セン ター・学校等)への入 所希望者	在宅のまま サービスを希望	不要	
世帯	世帯	世帯	世帯	
人	人	人	人	
その他の連絡事項				



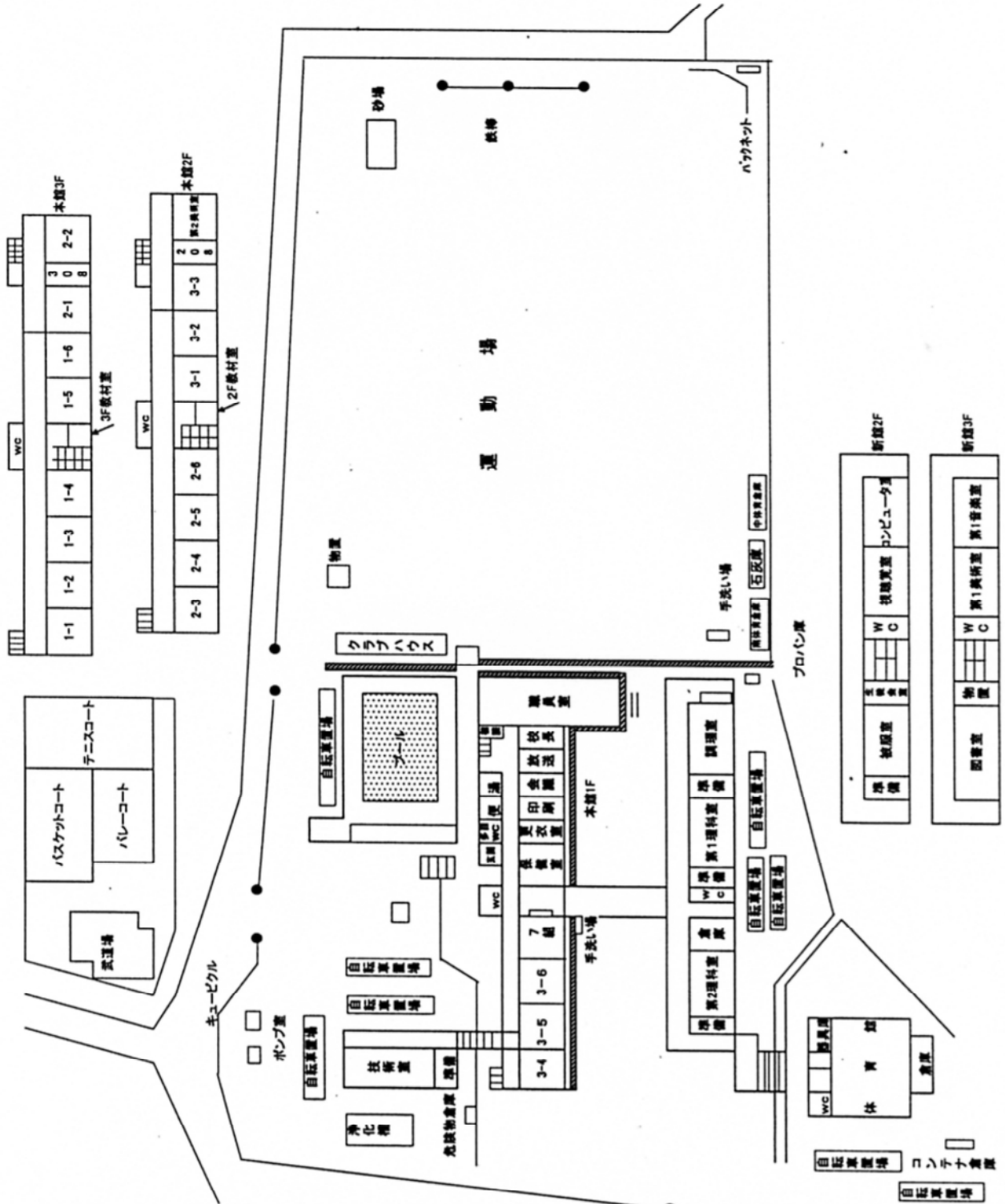
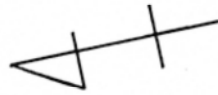
四日市市立八郷小学校 学校施設状況図



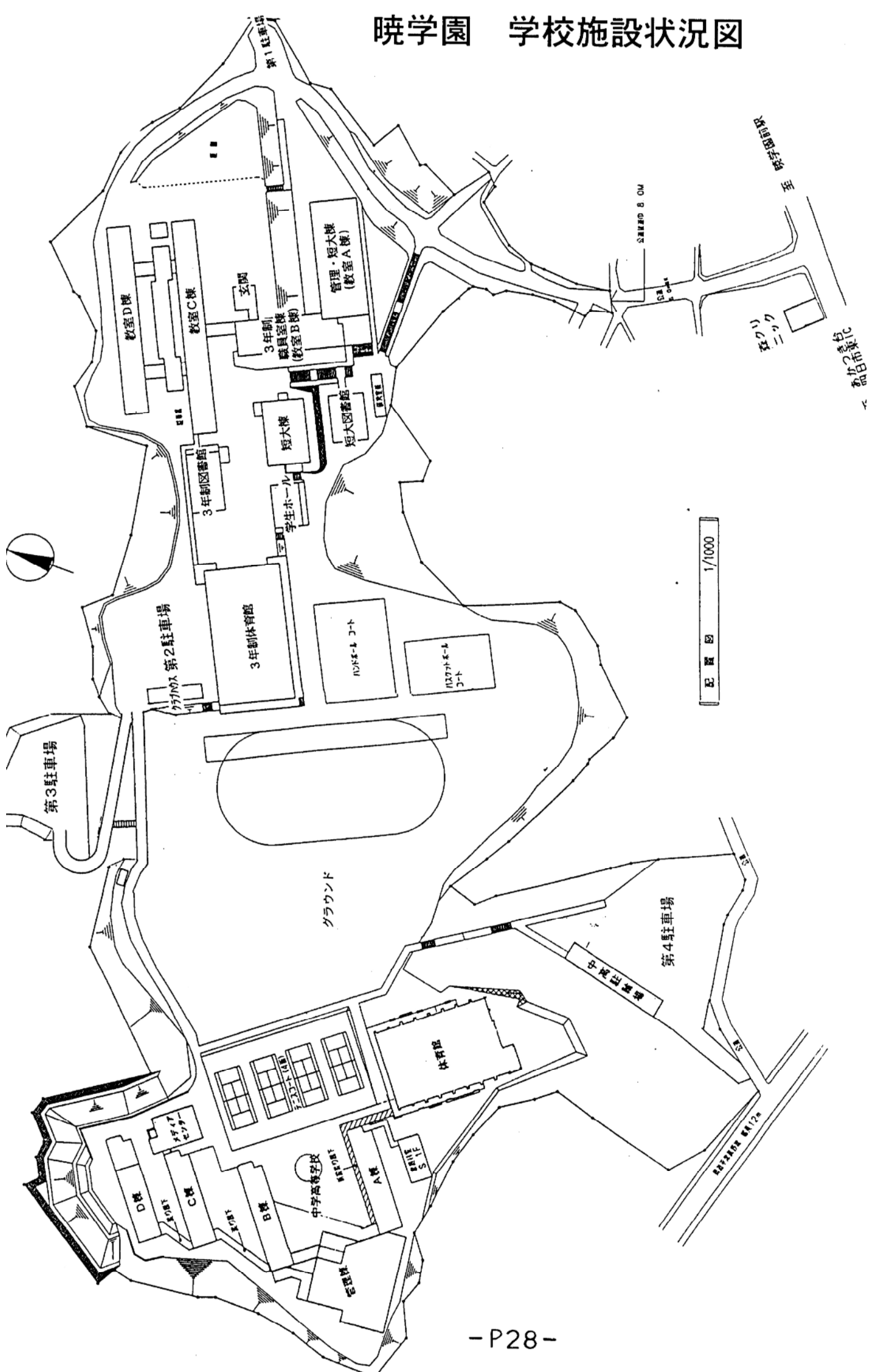
四日市市立八郷西小学校 学校施設状況図



四日市市立朝明中学校 学校施設状況図



暁学園 学校施設状況図



八郷地区

災害発生時の対応マニュアル

資料編

平成19年 3月 2日 発行

★今後の課題として、地区内の災害に役立つ施設（医療関係、燃料関係、スーパー・飲食料品店、土木・建設・電気・水道工事業者など）をピックアップし、順次 防災協定を結ぶ必要がある。同様に地区内に住む防災活動上役に立つ特殊技能者をピックアップし、委嘱契約を結ぶ必要がある。

避難所での生活ルール

- 1 この避難所は地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、行政担当者、施設の管理者、避難者の代表等からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織します。
 - 委員会は、毎日午前____時と午後____時に定例会議を行うことにします。
 - 委員会の運営組織として、総務班、名簿班、食料班、物資班、救護班、衛生班、連絡・広報班、施設管理班、ボランティア班を避難者で編成します。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。
- 4 避難者は、家族単位で登録する必要があります。
 - 避難所を退所するときは、名簿班に転出先を連絡してください。
 - 犬、猫などの動物類を室内に入れることは禁止します。
- 5 職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋には、避難できません。
 - 「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示、張り紙の内容には必ず従ってください。
 - 避難所では、利用する部屋の移動を定期的に行います。家具等の大きな荷物の持込はご遠慮下さい。
- 6 食料・物資は原則として全員に提供できるまでは配布しません。
 - 食料・物資は避難者の組ごとに配布します。
 - 配布は避難所以外の在宅被災者にも等しく行います。
 - ミルク・おむつ・アレルギー体質用食料など特別な要望は、食料班・物資班が____室で対処しますので、申し出てください。
- 7 消灯は、夜____時です。
 - 廊下は点灯したままとし、体育館などの照明を落とします。
 - 職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のために、点灯したままとします。
- 8 放送は、夜____時で終了します。
- 9 電話は、午前____時から午後____時まで、受信のみを行います。
 - 放送により呼び出しを行い、伝言を伝えます。
 - 公衆電話は、緊急用とします。（携帯電話も所定場所以外での使用は禁止）
- 10 トイレの清掃は、朝____時、午後____時、午後____時に、避難者が交代で行うことにします。
 - 清掃時間は、放送等で連絡します。
 - 水洗トイレは、大便のみバケツの水で流してください。トイレットペーパーは、横のゴミ箱に捨てるように指示を出す場合があります。張り紙の指示に従ってください。
- 11 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は禁止とします。

八郷地区災害対策本部

上記をコピーし避難者・在宅被災者の届出を出した方全員に配布する。また、避難所のよく見える場所にも掲示する。

物資・食品などの配分方針

- ①物資・食料・水など(以下『物資など』)は公平に分配します。原則として全員に提供できるまでは、配布しません。
- ②どうしても数量が不足する物資などで、配布が必要なときは病人・妊婦・高齢者→障害者→子ども→大人の順に配分します。
- ③物資などの配布は、各(避難者)町・(在宅被災者)町の代表者の方にお渡ししますので、各町内で分配するようにして下さい。
- ④物資などの配布は、原則毎日____時頃と____時頃に、場所は_____で物資班が配布するので、秩序を持って班員の指示に従い受け取ってください。
- ⑤配布する物資などの内容、数量は、その都度、放送などで避難者へ伝達します。
- ⑥各自必要な物資などは、避難所運営委員会の食料班・物資班の窓口申し込んでください。在庫がある物はその場でお渡しします。在庫に無い物は本部へ要請しますので、入ったかどうか各自で窓口を確認しに来て下さい。

八郷地区災害対策本部

上記をコピーし避難所へ掲示する。

ペット飼い主の皆さんへ

避難所では、多くの人達が共同生活を送っていますので、ペット飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送って下さい。

- ①ペットは、指定された場所に必ずつながか檻の中で飼ってください。
- ②飼育場所や施設は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ③ペットの苦情や、危害の防止に努めてください。
- ④屋外の指定された場所で必ず排便させ、後始末を行ってください。
- ⑤給餌は時間を決めて、その都度きれいに片付けてください。
- ⑥ノミの駆除に努めてください。
- ⑦運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- ⑧飼育困難な場合は、一時預かりが可能なペットホテルや犬猫病院などの施設に相談してください。
- ⑨他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所運営組織（総務班・衛生班）まで届け出てください。

八郷地区災害対策本部

上記をコピーし避難所へ掲示する。

ボランティアの皆さまへ

このたびは本避難所へのボランティア参加を頂き、誠にありがとうございます。みなさまに安全に、また気持ちよく活動して頂くために、以下の各項目について、ボランティア活動の際の留意点としてご確認下さいますようお願いいたします。

- ①ボランティア保険の加入はお済ですか？ ボランティア活動時には、必ず保険への加入をお願いします。保険へ加入していない場合には八郷地区災害対策本部、またはボランティアセンターへお問い合わせの上、保険加入をお願いいたします。
※ボランティア保険には、全国社会福祉協議会の福祉ボランティア保険(災害時特約付き)があります。また大規模な災害の場合には、その災害を特定した保険が制定されていることもあります。
- ②ボランティア活動の際には、受付け時に渡される腕章や名札などの「ボランティア証」を身に付けてください。
- ③グループで仕事ををお願いする場合には、皆さんの中でリーダーを決め、仕事の進捗や完了時の報告をお願いする場合があります。
- ④本避難所では、ボランティアの皆さまに危険な仕事は決してお願いしませんが、万一、疑問があれば、作業に取り掛かる前にボランティア班の担当者にご相談ください。
- ⑤体調の変化や健康管理などは、みなさん各自でご注意の上、決して無理をしないようお願いいたします。

⑥その他

以上、よろしくご確認のほどお願いいたします。

八郷地区災害対策本部

上記をコピーし避難所へ掲示する。必要に応じ、ボランティアに配布する。

二、様式1-① 施設安全点検用紙＜木造＞

1.	建物概要	所在地：_____
	建物名称：_____	建物用途 _____
	管理者：氏名 _____	建設年 _____

次の質問の該当するところに○をつけて下さい。	
質問1.	建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化などが生じましたか？ A. いいえ B. 生じた C. ひどく生じた
質問2.	建物の足元（基礎）が壊れましたか？ A. いいえ B. 壊れたところがある C. ひどく壊れた
質問3.	建物が傾斜しましたか？ A. いいえ B. 傾斜したような感じがする C. 明らかに傾斜した
質問4.	床が壊れましたか？ A. いいえ B. 少し傾いた、下がった C. 大きく傾いた、下がった
質問5.	柱が折れましたか？ A. いいえ B. 割れを生じたものがある C. 完全に折れたものがある
質問6.	内部の壁が壊れましたか？ A. いいえ B. ひび割れや目透きが生じた C. 壁土が落ちたり、ボードがふくらんだりした
質問7.	外壁モルタルが落下しましたか？ A. いいえ B. 落下しかけている B. 落下した （Cの解答はありません）
質問8.	屋根がわらが落下しましたか？ A. いいえ B. ずれた C. 落下した
質問9.	建具やドアが壊れましたか？ A. いいえ B. 建具・ドアが動きにくい C. 建具・ドアが動かない
質問10.	ガラスが割れましたか？ A. いいえ B. 数枚割れた B. 沢山割れた （Cの解答はありません）
質問11.	天井、照明器具が落下しましたか？ A. いいえ B. 落下しかけている C. 落下した
質問12.	その他目についた被害を記入して下さい。 -----

質問1～12を集計して下さい。

判定	集 計	A	B	C
		()	()	()

Cの答えが一つでもある場合は『危険』です。質問1～8にBの答えがある場合にも『要注意』です。それ以外は『安全』ですが、その場合でも、状況が落ち着いたら応急危険度判定士などの専門家（以下「判定士」という）が相談に応じますので、判定士並びに市町村の災害対策本部へ相談して下さい。

様式1-② 施設安全点検用紙＜コンクリート造等＞

1. 建物概要	
所在地：_____	
建物名称：_____	建物用途_____
管理者：氏名_____	建設年_____

次の質問の該当するところに○をつけて下さい。	
質問1. 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化などが生じましたか？	
A. いいえ B. 生じた C. ひどく生じた	
質問2. 建物が沈下していますか？あるいは、建物の周辺の地面が沈下しましたか？	
A. いいえ B. 10cm以上沈下している C. 20cm以上沈下している	
質問3. 建物が傾斜しましたか？	
A. いいえ B. 傾斜しているような感じがする C. 明らかに傾斜した	
質問4. 床が壊れましたか？	
A. いいえ B. 少し傾いている。下がっている C. 大きく傾斜している。下がっている	
質問5. 柱が折れましたか？	
A. いいえ B. コンクリートが剥がれている B. 大きなひびが入っている B. 中の鉄筋が見えている C. 柱が潰れている	
質問6. 壁が壊れましたか？	
A. いいえ B. コンクリートが剥がれている B. 大きなひびが入っている B. 中の鉄筋が見えている C. 壁がくずれている	
質問7. 外壁タイル・モルタル、看板などが落下しましたか？	
A. いいえ B. 落下しそう（何が： ） B. 落下した（何が： ） （Cの解答はありません）	
質問8. 天井、照明器具が落下しましたか？	
A. いいえ B. 落下しそう（何が： ） B. 落下した（何が： ） （Cの解答はありません）	
質問9. ドアや窓が壊れましたか？	
A. いいえ B. ガラスが割れた B. 建具・ドアが動きにくい B. 建具・ドアが動かない （Cの解答はありません）	
質問10. その他目についた被害を記入して下さい。	

判定

質問 1 ～ 1 0 を集計して下さい。

集 計	A	B	C
	()	()	()

Cの答えが一つでもある場合は『危険』です。質問1～7にBの答えがある場合にも『要注意』です。それ以外は『安全』ですが、その場合も、落ち着いてきたら応急危険度判定士等の専門家（以下「判定士」という）が相談に応じますので、判定士並びに市町村の災害対策本部へ相談して下さい。

様式1-③ 施設安全点検用紙＜鉄骨造＞

1. 建物概要	
所在地：_____	
建物名称：_____	建物用途_____
管理者：氏名_____	建設年_____

次の質問の該当するところに○をつけて下さい。

質問1. 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化などが生じましたか？

- A. 生じていない
- B. 生じた
- C. ひどく生じた

質問2. 建物が沈下しましたか。あるいは、建物周囲の地面が沈下しましたか？

- A. 沈下していない
- B. 沈下は数cm程度と少ない
- C. 沈下は10cm以上である

質問3. 建物が傾斜しましたか？

- A. 見た目だけでは判らない
- B. 目で見てもかすかに傾斜している
- C. 目で見ても明らかに傾斜している

質問4. 建物の外壁が壊れましたか？

- A. 壁面にわずかな割れ目（以下「きれつ」と呼ぶ）が生じている。壊れていない場合も含む
- B. わずかな落下や目地（外壁のつなぎ目）の部分にずれが生じている
- C. 壊れて部分的あるいは大きく剥がれ落ちている。壁面全体に「きれつ」が入っているか、あるいは、剥がれて落下しそうである
（なお、庇・バルコニーや屋外広告物など高いところにある重量物が、グラグラして落ちそうになっている場合は、「C」と答えて下さい）

質問5. 建物の内壁が壊れましたか？

- A. わずかなきれつが生じている。壊れていない場合も含む
- B. わずかな落下が生じている
- C. 壁が部分的あるいは大きく剥がれ落ちている

質問6. 床が壊れましたか？

- A. いいえ
- B. 少し傾いている。下がっている
- C. 大きく傾いている。下がっている

質問7. 鉄骨の柱の脚部でコンクリートと接する部分が壊れましたか？

- A. 健全である。内外装など仕上げのために見えない場合も含む
- B. コンクリートの損傷は、きれつが少し見られる程度である
- C. コンクリートが潰れるように壊れている。あるいは、柱をコンクリートにとめているボルト（アンカーボルト）が破断・引き抜けている

質問8. すじかいが切断しましたか？

すじかいには、天井面に配された水平すじかいと壁面に配された鉛直すじかいとがあります。鉛直すじかいには、壁面の窓の開閉の邪魔になる斜めの材です。

- A. すじかいに損傷はほとんど見られない。内外装など仕上げのために見えない場合も含む
- B. すじかいの破断が極少しみられる程度である。あるいは、良く見るとすじかいの端のボルトでつないだ部分や溶接した部分にすべりや破断の徴候がみられる
- C. すじかいの破断が各所でみられ、切れたすじかいの本数は全体の本数の半分程度である

質問9. ドア・窓などが壊れましたか？

- A. わずかなきれつ程度で、開閉には少々支障をきたす程度である。壊れていない場合も含む
- B. ドア・窓がかなり開閉しにくい。また、角（カド）の部分（以下「隅角部」と呼ぶ）にきれつなどが生じている
- B. ドア・窓が開閉できない状態であるか著しく壊れている（Cの解答はありません）

質問10. 天井や照明器具などが壊れましたか？

- A. 壊れていない
- B. 落ちそうになっている
- B. 落下した（何が： ）（Cの解答はありません）

質問11. その他目についた被害を記入して下さい。

質問1～11を集計して下さい。

判定

集 計	A	B	C
	()	()	()

質問1～8にCの答えが一つでもある場合は『危険』です。Bの答えがある場合にも『要注意』です。それ以外は『安全』ですが、その場合でも、落ち着いてきたら応急危険度判定士等の専門家（以下「判定士」という）が相談に応じますので、判定士並びに市町村の災害対策本部へ相談して下さい。

避難者・在宅被災者 → 名簿班
(避難所名)

避難者・在宅被災者 名簿

No. _____

(避難者)・(在宅被災者)町名

①	世帯代表者氏名					住 所 電 話		
	入所年月日		年 月 日					
	家 族	ふりがな 氏 名		年 齢	性 別	要援 護者		
					男 女		所属自治会名	
					男 女		家屋の 被害状況	
					男 女		全壊・半壊・一部損壊 断水・停電・ガス停止・電話不通	
					男 女		親族など 連絡先	
					男 女		支援区分	
	※ここの施設を利用する人だけ書いてください。					☐ 避難所への入所を希望 ☐ 在宅のまま避難所サービスの 利用を希望		
	ご家族に、入れ歯やめがねの不備、病気などの特別な配慮を必要とする方がいるなど、注意点があったらお書き下さい。							
特技や資格をお持ちの方がいらっしゃいましたら、氏名と特技・資格の内容をお書き下さい。 氏名 _____ 特技・資格 _____								
③	他からの問い合わせがあったとき ☐ よ い 住所、氏名を公表してもよいですか？ ☐ よくない					登録日 (入所日)	※	
④	退出年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 転出先 住 所 _____ (氏名) _____ 電話 _____					登録解除日 (退所日)	※	

◎ この名簿は、入所・サービス利用希望時に世帯代表の方が書いて名簿班にお渡し下さい。

◎ ※印の箇所は、名簿班が記入しますので避難者の方は記入しないで下さい。

[避難者・在宅被災者の方へ]

- ・入所・サービス利用の希望にあたり、この名簿を記入し、行政担当者へ提出することで、避難者・在宅被災者として登録され、生活支援が受けられるようになります。
- ・内容に変更がある場合は、速やかに名簿班に問い合わせて修正してください。
- ・他からの問い合わせに対し、住所と氏名を公表してよいか、お書きください。
- ・名簿の内容を公表することによって、ご親族の方々に安否を知らせるなどの効果があります。しかしプライバシーの問題がありますので、公表の可否についてはご家族で判断してください。

避難所状況報告用紙（初動期用）

避難所名

災害対策本部：FAX（ ）TEL（ ）

開催日時		月	日	時	分	避難種別		閉鎖日時		月	日	時	分																	
第1報（参集後・避難後すぐ）						第2報（3時間後）						第3報（6時間後・もしくは閉鎖時）																		
送信者名						送信者名						送信者名																		
災害対策本部受信者名						災害対策本部受信者名						災害対策本部受信者名																		
報告日時		月	日	時	分	報告日時		月	日	時	分	報告日時		月	日	時	分													
受信手段		FAX・TEL・伝令・その他（ ）				受信手段		FAX・TEL・伝令・その他（ ）				受信手段		FAX・TEL・伝令・その他（ ）																
受信先番号						受信先番号						受信先番号																		
入所人数		約 人				入所人数		約 人				入所人数		約 人																
入所世帯		約 世帯				入所世帯		約 世帯				入所世帯		約 世帯																
周辺状況	建物安全確認	未実施・安全・要注意・危険					周辺状況	建物安全確認	未実施・安全・要注意・危険					周辺状況	建物安全確認	未実施・安全・要注意・危険														
	人命救助	不要・必要（約 人）・不明						周辺状況	人命救助	不要・必要（約 人）・不明					周辺状況	人命救助	不要・必要（約 人）・不明													
	延焼	なし・延焼中（約 件）・大火の危険							周辺状況	延焼	なし・延焼中（約 件）・大火の危険					周辺状況	延焼	なし・延焼中（約 件）・大火の危険												
	土砂崩れ	未発見・あり・警戒中								周辺状況	土砂崩れ	未発見・あり・警戒中					周辺状況	土砂崩れ	未発見・あり・警戒中											
	ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通									周辺状況	ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通					周辺状況	ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通										
	道路状況	通行可・渋滞・片側通行・通行不可										周辺状況	道路状況						通行可・渋滞・片側通行・通行不可					周辺状況	道路状況	通行可・渋滞・片側通行・通行不可				
	建物倒壊	ほとんどなし・あり（約 件）・不明											周辺状況						建物倒壊	ほとんどなし・あり（約 件）・不明					周辺状況	建物倒壊	ほとんどなし・あり（約 件）・不明			
※第1報においては、わかるものだけでよい。						避難者数増減見込み						避難者数増減見込み																		
緊急を要する事項（具体的に箇条書き）						緊急を要する事項・人的被害状況（具体的に箇条書き）						緊急を要する事項・人的被害状況（具体的に箇条書き）																		
参集した行政担当者						参集した行政担当者						参集した行政担当者																		
参集した施設管理者						参集した施設管理者						参集した施設管理者																		

〈避難所状況報告書の使用方法と注意事項〉

第1報～第3報は、様式3－①（初動期用）の用紙に記入すること。

〔第1報〕

- 行政担当者もしくは避難者代表者は、避難所に到着したら、可能なかぎり速やかに第1報を災害対策本部に連絡する。
- 「受信手段」の欄には、避難所の受信手段を記入する。
- 避難所で、FAX、電話ができないときは、伝令により災害対策本部へ連絡する。
- 地域の被害状況のうち「火災発生状況」は、この避難所管内の地域を記入し、その他の周辺地域の場合は「緊急を要する事態」に発生地区名、状況を記入する。
- 「人命救助」の要否については、何ヶ所、何名くらいの救助の必要があるのか記入すること。不明の場合は、記入せずともよい。
- 「電力」、「断水」、などの被害や「道路状況」については、避難者から登録の際にその内容をまとめ、記載する。
- 「入所世帯数」は、様式2の避難者・在宅被災者名簿が世帯ごとに作成されるので、その枚数により回答することもできる。

〔第2報〕

- 行政担当者もしくは避難者代表者は、避難所到着後概ね3時間以内に第2報を報告する。
- 第2報では、避難者が増加しているか否か、受入れ能力を超えているか否かについても報告する。
- 「人的被害」の状況についても記入する。

〔第3報〕

- 行政担当者もしくは避難者代表者は、避難所到着後概ね6時間以内に第3報を報告する。
- 報告内容は、第2報と同様とする。
- 避難所を閉鎖した場合には、この様式により、速やかに報告する。

〔続報〕

二日目からの報告は、様式3－②の様式を利用し、一日最低一回は本部に報告すること。

- 「連絡事項」欄には、各班の活動において発生した問題や、その解決策などを記入し、他の避難所運営の参考となるようにする。
- 物資と食料については、別紙の様式があるので、それを利用する。

【注】避難者－自宅が破壊されて住めなくなり、避難所で生活している人々。

（在宅）被災者－自宅に住むことはできるが、ライフラインの破壊などの理由で生活できず、避難所の施設を利用したり、物資の配給などのサービスを受けている人々。

避難所状況報告用紙〔第 報〕

避難所名 _____

送信者名				災害対策本部受信者名			
報告日時		月 日 時 分		避難所FAX		TEL	
世帯数		現在数 (A)		前日数 (B)		差引 (A-B)	
内 訳	避難者	世帯		世帯		世帯	
	被災者	世帯		世帯		世帯	
	合計	世帯		世帯		世帯	
人数		現在数 (A)		前日数 (B)		差引 (A-B)	
内 訳	避難者	人		人		人	
	被災者	人		人		人	
	合計	人		人		人	
運 営 状 況	(避難者)組	編成済み・未編成		地 域 状 況	土砂崩れ	未発見・あり・警戒中	
	避難所運営委員会	設置済み・未編成			ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通	
	(在宅被災者)組	編成済み・未編成			道路状況	通行可・渋滞・片側通行・通行不可	
避難所運営委員会 委員長名							
連絡先 TEL・FAX							
連 絡 事 項	班名	対 応 状 況				今後の要求、展開	
	総務班						
	名簿班						
	食料班						
	物資班						
	救護班						
	衛生班						
	連絡・広報班						
	ボランティア班						
	施設管理班						
行政担当者							
施設管理者							
対処すべき、予見される事項（水、食料の過不足／物資の過不足／風邪などの発生状況／避難所の生活環境／避難者の雰囲気など）							

主食依頼票

No.

避難所	発信時刻				月	日	午前・午後	時	分	
	避難所	避難所名（住所）								
		発注依頼者（役職名）				FAX TEL				
	依頼	避難者用 _____食				計	_____食			
		在宅被災者用 _____食					うち 柔らかい食事 _____食			
その他の依頼内容										
災害対策本部	受信者名				本部食料担当 本票受取者名					
	処理結果・内容									
	避難者用 _____食				計	_____食				
	在宅被災者用 _____食					うち 柔らかい食事 _____食				
	発注業者				FAX TEL					
	配送業者				FAX TEL					
到着確認時間				日	午前・午後	時	分	処理担当者		

- 避難所は、太線枠の中のみ記入する。下の枠内は、災害対策本部が対応を記録する。
- 行政担当者は、FAXで依頼を行うことを原則とする。
- FAXでの依頼を行うことができない場合は、必ず控えを残す。
- 避難所の行政担当者は、受領時にその旨を災害対策本部へ連絡する。
- 避難者用の中には、行政担当者、施設管理者の人数も含めるものとする。

避難所→災対本部→業者→災対本部

物資依頼票

①	発信日時 月 日 時 分					発注先業者名 FAX TEL		
	ふりがな 避難所名					票NO. 票枚数(枚)		
	避難所住所					受付日時 月 日 () AM・PM 時 分		
	発注依頼者 (役職名) FAX TEL					本部受信者名 FAX TEL		
		商品 コード	品 名	サイズ など	数量	単位 ヶ・箱 [ケース]	備考	個口
	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
8								
9								
10								

- ①避難所は、太線枠の中のみ記入し、発注する。→②災害対策本部
がその内容を確認し、業者へ依頼。→③業者は、物資を避難所に発送
または、届ける。→④避難所が受領の確認の押印または、サインをする。
- 一行につき一品、サイズごとに記入し、数量はキリのいい数で注文して下さい。
- 性別などは「サイズなど」の欄に記入して下さい。
- 食料班・物資班の人はこの伝票に記入し、行政担当者に配達・注文を要請して下さい。
- 行政担当者は、原則としてFAXで依頼を行って下さい。
- FAXが使えない場合は、必ず控えを残しておいて下さい。
- 食料班・物資班は、受領時に「食料・物資管理簿」に記入して下さい。

個口合計

出荷日時 月 日 () AM・PM 時 分					④	
③ 配達者名	FAX TEL				避難所 受領 サイン	
お届け日時 月 日 () AM・PM 時 分						

ボランティア受付票

No. _____

受付日	年 月 日
-----	-------

(避難所名： _____)

No.	氏 名・住 所・電 話	性 別	職 業	過去のボランティア経験の有無とその内容・希望の仕事・得意な仕事内容等	
	氏名 住所 電話	男女		有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男女		有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男女		有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男女		有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男女		有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男女		有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男女		有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男女		有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男女		有 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男女		有 無	(活動内容)

避難所運営委員会規約

(目的)

第一 自主的で円滑な避難所の運営が行われることを目的として、
避難所運営委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(役員・構成員)

第二 委員会の役員・構成員は、次のとおりとする。

運営委員長（以下「委員長」という）：自治会副会長から一名選出

副委員長：委員長が任命した下記三名

避難者または自治会役員等から一名選出

行政担当者から一名選出

施設管理者から一名選出

班 長：委員長が任命した業務運営の班長

避難者で編成する（避難者）町から委員長が任命した班長

自宅に住んで避難所の施設を利用したり、物資の配給などのサービスを受ける（在宅被災者）町から委員長が任命した班長

2 前項の規定にかかわらず、（避難者）・（在宅被災者）町の代表者数が多い場合には、互選により委員会への出席者を選ぶことができる。

3 委員会で承認されたときは、自治会などの役員や継続的に活動するボランティア団体のリーダーは、委員会に出席し意見を述べることができる。

(廃止)

第三 委員会は、電気、水道などライフラインの復旧時を目処とする避難所閉鎖の日に、廃止する。

(任務)

第四 委員会は、避難所の運営に必要な事項を協議する。

2 委員会は、毎日、午前 _____ 時と午後 _____ 時に定例会議を行うことをする。

3 委員会は、具体的な業務を執行するために、避難者で編成する総務班、名簿班、食料班、物資班、救護班、衛生班、連絡・広報班、施設管理班、ボランティア班及び必要となる班を設置する。

4 各運営班の班長は、第2条1項に基づき、委員会に出席する。また、班長は業務を運営するため、副班長一名・班員数名を必要に応じ任命する。

(総務班の業務)

第五 総務班は、主として災害対策本部との連絡、避難所の管理、マスコミ対応に関することを行う。

2 総務班は、避難所内の秩序維持に努める。

3 総務班は、避難所の消灯を午後 _____ 時に行う。ただし、体育館などは照明を落とすだけとし、廊下、職員室など管理のために必要な部屋は消灯しない。

4 総務班は、委員会での各班との協議に基づき、避難部屋の移動を定期的に行う。

5 総務班は、委員会の事務局を勤める。

(名簿班の業務)

第六 名簿班は、避難者の名簿の作成、管理に関することなどを行う。

- 2 名簿は、避難者の世帯ごとに作成する。
- 3 名簿班は、近隣の在宅被災者についても把握に努める。
- 4 名簿班は、電話の問い合わせや避難者の呼び出しに関することなどを行う。
- 5 午前 _____ 時から午後 _____ 時までの電話の受信を行い、伝言を聞く。
- 6 午後 _____ 時まで、放送で電話のあった方の呼び出しを行い、伝言を伝える。

(食料班・物資班の業務)

第七 食料班・物資班は、避難所の食料・物資の配給に関することを行う。

- 2 食料班・物資班は、公平性の確保に最大限配慮して配給を行う。配給する場合は、委員会の理解と協力を得てから行う。また食物アレルギーへの対応など特別な要望については個別に対処する。
- 3 食料・物資は、原則（避難者）町ごとに配布する。
- 4 食料班・物資班は、避難者以外の近隣の在宅被災者にも等しく食料・物資を配給する。
- 5 不要な救援物資が到着した時は、受領を拒否する。

(救護班の業務)

第八 救護班は、高齢者、障害者など特別な要望のある被災者への支援を行う。

- 2 救護班は、避難所内の子どもの保育、活動の支援を行う。

(衛生班の業務)

第九 衛生班は、トイレ、ごみ、防疫、ペットに関することなどを行う。

- 2 衛生班は、避難者の当番などの協力を得つつ、毎日、午前 _____ 時、午後 _____ 時及び午後 _____ 時にトイレを清掃する。
- 3 犬、猫など動物類は、室内以外の別の場所で管理していただく。

(連絡・広報班の業務)

第十 連絡・広報班は、自ら、また災害対策本部などと連携して、生活支援情報を収集・広報する。

- 2 連絡・広報班は、委員会の決定事項を避難者に伝達する。

(施設管理班)

第十一 施設管理班は、施設管理者のアドバイスのもと、避難所施設の利用計画をつくり、必要な管理を行う。

- 2 避難生活に必要な設備の調達・管理を行う。
- 3 危険箇所への対応や、防火対策を行う。

(ボランティア班)

第十二 ボランティア班は、ボランティア受入れ対応を行う。

- 2 ボランティアセンター等の連絡・仲介に対応する。

(その他)

第十三 この規約にないことは、そのつど、委員会で協議して決める。

付 則 この規約は、 年 月 日から施行する。

避難所運営委員会名簿

____年____月____日 現在

避難所名 _____

〈役員〉

運営委員長(自治会副会長から一名)	
副委員長(避難者または自治会役員等から一名)	
副委員長(行政担当者から一名)	
副委員長(施設管理者から一名)	

〈避難所運営班〉 (各班長一名に◎印、副班長一名に○印を記入する)

班名	氏 名	(避難者) 町名	氏 名	(避難者) 町名
総務班				
名簿班				
食料班				
物資班				
救護班				
衛生班				
連絡・ 広報班				
施設管理班				
ボランティア班				

〈避難者・在宅被災者の代表者〉 (各班の班長のみ記入する)

班名	氏 名	町名	氏 名	町名
避難者・在 宅被災者町 の代表者				

外泊届用紙

届け日 年 月 日

ふりがな 氏 名		避難者組名
外泊期間	月 日 ~ 月 日 (計 日間)	
同行者		
緊急の場合の連絡先 (希望者のみ)		
備考		

ペット登録台帳

(避難所名： _____)

NO.	飼育者	登録日	退所日	種類	性別	体格	毛色	ペット名
	氏名： 住所： 電話：				オス メス			
	氏名： 住所： 電話：				オス メス			
	氏名： 住所： 電話：				オス メス			
	氏名： 住所： 電話：				オス メス			
	氏名： 住所： 電話：				オス メス			
	氏名： 住所： 電話：				オス メス			
	氏名： 住所： 電話：				オス メス			
	氏名： 住所： 電話：				オス メス			

郵便物等受取り帳

No. _____

避難所名 _____

	受付月日	宛て名	住居組	郵便物等の種類	受取月日	受取人
	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日		組	葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	

- ・ 名簿班の担当者は、「受付月日」～「郵便物等の種類」欄に記入します。
- ・ 受取は、原則として各居住組ごとに代表者が取りにくることとし、受取の際は、代表者に「受取月日」と「受取人」欄に記入してもらいます。
- ・ 本人に直接渡す必要がある郵便物等の場合は、名簿班の担当者は受け取りに来た居住組の代表者にその旨を伝え、本人に受け取りに来てもらい、「受取月日」と「受取人」欄に記入してもらいます。

取材者用受付用紙

受付日時	月	日	時	分	退所日時	月	日	時	分
代表者	氏名				所 属				
	連絡先（住所・TEL）								
同行者	氏 名				所 属				
	-----				-----				
	-----				-----				
	-----				-----				
取材目的	※放送予定・記事発表予定								
避難所側付添者氏名					(名刺添付場所)				
特記事項									
駐車車輛（車種・ナンバー等）									

※お帰りの際にも必ず受付へお寄りください。

※避難所内および周辺への無断駐車は、固くお断りします。

八郷地区災害対策本部

災害救助法（抜粋）

〔昭和22年10月18日法律第118号〕

第一章 総則

〔この法律の目的〕

第一条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行ない、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

〔本条改正・昭三七法一〇九〕

〔救助の対象〕

第二条 この法律による救助(以下「救助」という。)は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。)内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、これを行なう。

〔本条全改・昭三七法一〇九〕

〔救助の種類〕

第三条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
 - 二 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - 四 医療及び助産
 - 五 災害にかかった者の救出
 - 六 災害にかかった住宅の応急修理
 - 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - 八 学用品の給与
 - 九 埋葬
 - 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
- 2 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者(埋葬については埋葬を行なう者)に対し、金銭を支給してこれをなすことができる。
- 3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

〔一項改正・昭二八法一六六、一・三項改正・平一一法一六〇〕

三、三重県地域防災計画被害想定調査報告書（抜粋）

この報告書は、三重県地域防災計画震災対策編の改訂に向けて、平成15～16年度に行われた被害想定調査の結果から抜粋したものである。八郷地区の住民に特に関係する地域として、四日市市・三重県全体・桑名市・川越町・朝日町・菰野町・鈴鹿市を選んだ。また、元となる報告書には、下記以外の内陸活断層による地震についても記載されているが、八郷地区には被害が軽微なため省略した。同様の理由で、津波による被害や観光客の被害も省略した。詳細な説明及び他のデータは、平成17年3月発行の『三重県地域防災計画被害想定調査報告書』をご覧ください。

1. 前提条件等

（1）想定地震

プレート境界型地震

- ①東海地震・東南海地震・南海地震(M8.7→四日市市平均震度 5.4)が同時に発生する場合
- ②東海地震(M8.0→四日市市平均震度 4.6)が単独で発生する場合
- ③東南海地震(M8.1→四日市市平均震度 5.4)発生の後、南海地震(M8.4→四日市市平均震度 4.1)が数時間～数十時間程度の時間差で発生する場合（東南海地震発生後、被害の復旧がほとんど進んでいない段階で南海地震が発生するものと想定する）

内陸活断層による地震

- ④養老一桑名一四日市断層帯(M 7.8→四日市市平均震度 5.9)

（2）想定時間帯

想定時間帯は、県民の生活行動を顕著に反映し、被害が甚大となると想定される時間帯を考慮する。

- ①冬早朝5時ごろの時間帯（阪神・淡路大震災と同様の時間帯で、多くの人が自宅に居て就寝中若しくは起床の時間帯）
- ②夏の午後、若しくは春秋の午後、外出者が多く、市街地や浜辺に買い物客や観光客が集っている時間帯
- ③冬の夕方、家事や暖房で最も火気の頻度が高くなり、火災発生率が高くなる季節・時間帯

地域名	夜間人口 (人)	昼間人口 (人)	建物数 (棟)
三重県	1,857,339	1,811,295	1,395,623
四日市市	302,102	316,176	190,954
桑名市	134,856	123,813	81,250
川越町	11,782	13,291	7,969
朝日町	6,716	8,151	4,925
菰野町	37,972	32,064	35,207
鈴鹿市	186,151	175,865	127,452

（3）想定人口・建物数

- ・人口は、平成12年国勢調査データに基づく。
- ・建物棟数は、各市町村の建物データに基づく。

2. 建物被害の想定

(1) 東海・東南海・南海地震の時

地域名	建物数 (棟)	震度	液状化 危険度	揺れ		火災(冬18時)		液状化	斜面崩壊		合計	
				全壊 棟数 (棟)	半壊 棟数 (棟)	出火 件数 (件)	焼失 棟数 (棟)	全壊 棟数 (棟)	全壊 棟数 (棟)	半壊 棟数 (棟)	全壊 棟数 (棟)	半壊 棟数 (棟)
三重県	1,395,623			39,008	84,303	359	26,930	10,791	3,421	7,974	80,150	92,277
四日市市	190,954	5強	高い	3,199	9,055	43	1,570	2,075	84	197	6,928	9,252
桑名市	81,250	5強	高い	2,199	5,277	22	1,680	681	58	134	4,618	5,411
川越町	7,969	6弱	極めて高い	240	622	3	170	143	0	0	553	622
朝日町	4,925	5強	高い	161	419	2	130	69	3	6	363	425
菰野町	35,207	5強	低い	401	1,313	6	450	195	14	32	1,060	1,345
鈴鹿市	127,452	6弱	高い	4,310	9,974	39	1,970	990	30	70	7,300	10,044

(2) 東海地震の時

地域名	建物数 (棟)	震度	液状化 危険度	揺れ		火災(冬18時)		液状化	斜面崩壊		合計	
				全壊 棟数 (棟)	半壊 棟数 (棟)	出火 件数 (件)	焼失 棟数 (棟)	全壊 棟数 (棟)	全壊 棟数 (棟)	半壊 棟数 (棟)	全壊 棟数 (棟)	半壊 棟数 (棟)
三重県	1,395,623			1,992	6,873	55	1,840	3,139	553	1,292	7,524	8,165
四日市市	190,954	5弱	低い	561	2,052	15	460	797	21	48	1,839	2,100
桑名市	81,250	5弱	低い	332	1,179	7	30	219	23	54	604	1,233
川越町	7,969	5弱	高い	28	111	1	0	39	0	0	67	111
朝日町	4,925	5弱	低い	54	154	1	0	41	1	3	96	157
菰野町	35,207	4	低い	55	232	1	0	52	1	1	108	233
鈴鹿市	127,452	5弱	低い	290	1,063	7	510	268	10	24	1,078	1,087

(3) 東南海地震の数時間～数十時間後に南海地震の時

地域名	建物数 (棟)	震度	液状化 危険度	揺れ		火災(冬18時)		液状化	斜面崩壊		合計	
				全壊 棟数 (棟)	半壊 棟数 (棟)	出火 件数 (件)	焼失 棟数 (棟)	全壊 棟数 (棟)	全壊 棟数 (棟)	半壊 棟数 (棟)	全壊 棟数 (棟)	半壊 棟数 (棟)
三重県	1,395,623			48,078	75,155	398	30,870	10,654	3,415	7,967	93,017	83,122
四日市市	190,954	5 強	高い	3,883	9,256	47	1,580	2,025	79	183	7,567	9,439
桑名市	81,250	5 強	高い	2,085	4,026	21	1,620	616	53	125	4,374	4,151
川越町	7,969	6 弱	極めて高い	275	557	3	170	148	0	0	593	557
朝日町	4,925	5 強	高い	176	362	2	130	69	3	6	378	368
菰野町	35,207	5 強	低い	474	1,330	6	450	209	13	31	1,146	1,361
鈴鹿市	127,452	6 弱	高い	5,010	9,407	43	2,730	976	30	70	8,746	9,477

(4) 養老―桑名―四日市断層帯地震の時

地域名	建物数 (棟)	震度	液状化 危険度	揺れ		火災(冬18時)		液状化	斜面崩壊		合計	
				全壊 棟数 (棟)	半壊 棟数 (棟)	出火 件数 (件)	焼失 棟数 (棟)	全壊 棟数 (棟)	全壊 棟数 (棟)	半壊 棟数 (棟)	全壊 棟数 (棟)	半壊 棟数 (棟)
三重県	1,395,623			5,717	16,011	113	4,440	6,957	664	1,560	17,778	17,571
四日市市	190,954	6 弱	高い	2,990	7,726	42	2,070	2,090	120	281	7,270	8,007
桑名市	81,250	6 弱	極めて高い	1,480	3,919	22	1,050	1,297	80	187	3,907	4,106
川越町	7,969	6 弱	極めて高い	139	441	3	170	194	0	0	503	441
朝日町	4,925	6 弱	極めて高い	64	198	1	0	91	3	8	158	206
菰野町	35,207	6 弱	高い	385	1,238	6	240	305	15	35	945	1,273
鈴鹿市	127,452	6 弱	低い	220	868	9	240	552	25	59	1,037	927

3. 人的被害の想定

(1) 東海・東南海・南海地震の時

地域名	冬の5時				冬の18時				春夏秋の昼				帰宅 困難者 (人)
	死者数 (人)	負傷者数 (人)	罹災者数 (人)	避難者数 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	罹災者数 (人)	避難者数 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	罹災者数 (人)	避難 者数 (人)	
三重県	1,687	11,678	1,423,114	43,317	1,000	6,450	1,427,035	62,227	649	4,359	1,425,138	53,545	138,053
四日市市	109	1,395	233,959	5,371	63	729	234,336	6,555	43	502	234,221	6,194	9,401
桑名市	83	864	99,609	2,988	52	472	100,184	4,580	33	319	99,747	3,368	4,841
川越町	7	95	9,709	347	5	52	9,736	492	3	41	9,712	362	3,221
朝日町	5	59	5,440	190	3	33	5,461	295	2	25	5,441	194	579
菰野町	9	136	30,866	393	7	79	30,942	684	4	46	30,919	599	771
鈴鹿市	139	1,385	145,435	4,923	81	736	145,833	6,430	54	481	145,693	5,902	14,145

(2) 東海地震の時

地域名	冬の5時				冬の18時				春夏秋の昼				帰宅 困難者 (人)
	死者数 (人)	負傷者数 (人)	罹災者数 (人)	避難者数 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	罹災者数 (人)	避難者数 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	罹災者数 (人)	避難 者数 (人)	
三重県	98	967	725,995	4,555	60	528	727,405	6,239	35	332	726,446	5,121	32,925
四日市市	15	289	132,815	1,302	11	156	133,223	1,743	6	106	133,011	1,514	8,469
桑名市	10	170	52,248	554	5	86	52,283	589	3	54	52,269	574	3,390
川越町	0	12	8,176	60	0	6	8,178	64	0	6	8,178	64	840
朝日町	2	21	3,769	78	1	10	3,772	83	1	8	3,772	83	579
菰野町	1	22	14,719	70	0	11	14,723	73	0	7	14,723	73	0
鈴鹿市	7	141	77,338	493	7	83	77,769	941	2	42	77,355	511	3,690

(3) 東南海地震の数時間～数十時間後に南海地震の時

地域名	冬の5時				冬の18時				春夏秋の昼				帰宅 困難者 (人)
	死者数 (人)	負傷者数 (人)	罹災者数 (人)	避難者数 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	罹災者数 (人)	避難者数 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	罹災者数 (人)	避難 者数 (人)	
三重県	2,250	11,746	1,425,119	50,746	1,305	6,562	1,429,995	72,251	853	4,449	1,428,062	63,359	136,375
四日市市	133	1,487	233,252	5,999	75	774	233,629	7,169	55	583	233,540	6,893	9,401
桑名市	83	746	98,381	2,803	52	412	98,994	4,342	38	292	98,913	4,139	3,853
川越町	9	95	9,833	384	5	51	9,859	529	4	41	9,836	399	3,221
朝日町	5	57	5,518	202	3	31	5,539	307	2	24	5,519	206	579
菰野町	10	147	30,678	449	8	85	30,756	740	5	49	30,734	656	771
鈴鹿市	175	1,587	143,206	5,546	103	855	143,846	7,711	64	530	143,588	6,840	14,145

(4) 養老－桑名－四日市断層帯による地震の時

地域名	冬の５時				冬の１８時				春夏秋の昼				帰宅 困難者 (人)
	死者数 (人)	負傷者数 (人)	罹災者数 (人)	避難者数 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	罹災者数 (人)	避難者数 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	罹災者数 (人)	避難 者数 (人)	
三重県	235	2,392	1,197,385	11,983	143	1,301	1,198,189	15,847	93	862	1,197,775	13,922	98,156
四日市市	109	1,220	261,273	5,160	66	654	261,557	6,850	43	438	261,407	5,958	31,533
桑名市	54	587	115,211	2,812	34	320	115,393	3,846	22	214	115,295	3,287	14,769
川越町	4	66	10,392	303	3	37	10,409	448	2	28	10,407	432	3,221
朝日町	2	26	6,090	127	1	13	6,090	131	1	10	6,090	131	2,219
菰野町	9	136	33,394	454	6	74	33,417	610	3	42	33,411	572	2,956
鈴鹿市	6	106	150,478	692	5	59	150,539	891	3	42	150,497	755	14,145